

## 本日の会議に付した事件

平成25年第1回山元町議会定例会(第4日目)

平成25年3月12日(火) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第37号 亘理名取共立衛生処理組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第41号 平成24年度山元町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 4 議案第42号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 議案第43号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第44号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 議案第45号 平成24年度山元町水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第46号 平成24年度山元町下水道事業会計補正予算(第6号)
- 日程第 9 議案第47号 平成25年度山元町一般会計予算
- 日程第10 議案第48号 平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第49号 平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第50号 平成25年度山元町介護保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第51号 平成25年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第14 議案第52号 平成25年度山元町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第53号 平成25年度山元町下水道事業会計予算

---

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成25年第1回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

---

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、7番齋藤慶治君、8番佐藤智之君を指名します。

これから議長諸報告を行います。

1. 総括質疑通告書の受理、齋藤慶治君外5名の議員から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議 長(阿部 均君) 日程第2. 議案第37号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長(佐藤澄三郎君) はい、議長。それでは、私から議案第37号亘理名取共立衛生処理組合規約の変更についてをご説明させていただきたいと思っております。別紙配布しております

資料No.30によりまして説明とかえさせていただきたいと思ひます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、互理名取共立衛生処理組合規約を変更することについて協議をするため、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

改正の内容でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公共団体の議員に対して議員報酬を支給しなければならない旨の改正がなされたことに伴い、これまでの費用弁償にかえて報酬を支給するため、組合規約中の組合議員等に報酬を支給しない旨の条項を削除するものでございます。施行日につきましては平成25年4月1日からという内容でございます。

手続の関係でございますが、協議について地方自治法第286条第1項の規定により一部事務組合が規約を変更するときは、関係地方公共団体との協議が必要となるものでございます。議決につきましては、地方自治法第290条の規定により、協議について関係地方公共団体の議会の議決が必要となるため提案するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして説明とかえさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第37号互理名取共立衛生処理組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第41号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。

平成24年度山元町一般会計補正予算（第10号）でございます。

今回の補正の規模でございますが、86億7,430万3,000円を追加いたします。それに伴いまして、予算の総額が842億7,429万6,000円となる補正でございます。それにあわせまして繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正、地方債の補正も行われてございます。

それでは、内容について説明させていただきます。歳出の方から15ページをお開きいただければと思ひます。主なものをご説明させていただきますが、まず総務費総務管理費の一般管理費をご覧いただきたいと思います。こちら、負担金補助及び交付金といたしま

して120万円ほど補正してございます。これらは職員退職手当組合の負担金等の増ということで、実績に伴いまして負担金が増になったというところでございます。続きまして5目の財産管理費でございます。財産管理費、大きなところを申しますが、使用料及び賃借料といたしまして4,800万円ほど減してございます。こちらは、仮庁舎のリース料及び仮庁舎に係ります備品等のリース料の執行残でございます。これだけ予算が一応残額として残ったというところでの執行残の補正でございます。続きまして、積立金でございます。89億円ほど補正してございます。こちら、右をご覧くださいますと上の五つの基金につきましては利子の積み立て及び利子の積み立ての減を行ってございます。これは実績に伴いまして補正をしたものでございます。その下でございます。地域振興整備基金に予算積み立て1億2,000万円ほど行ってございます。こちらにつきましては、過去にやりました国営農地再編の整備事業の償還金につきましては、こちら基金の財源が枯渇するということから1億2,000万円、2年分です。6,000万円の2年分を今回積み立てまして今後の償還に備えるという意味での積み立てを行ってございます。

続きまして、震災復興基金の予算積み立てでございます。こちらは予算附属説明資料もご覧いただければと思います。予算附属資料の1ページに内容が書いてございますのでお聞きいただければと思います。

こちら、ご覧いただきますと今回の震災復興基金の積み立てにつきましては、まず寄附金関連としまして震災復興関係、学校教育関係でこちら積み立てを行ってございます。また、それにあわせまして農林水産省関係の復興交付金、いちご団地関連の復興交付金といたしまして1億円ほど計上している。合わせまして1億1,000万円ほどの今回の予算積み立てということになってございます。

続きまして、震災復興交付金の基金の予算積み立て86億円ほど行っております。これも予算の附属説明資料の2ページをご覧くださいただければと思いますが、第5回の交付金の申請分といたしまして国交省分及び農林水産省分ということで交付金を積んでございます。国土交通省分については災害公営住宅、津波拠点整備事業等でございます。農林水産省関連につきましては、坂元の排水処理場の能力拡大に伴う事業の交付金ということでの予算積み立てとなっております。以上が財産管理費でございます。

続きまして情報管理費諸費でございますが、これは財源更正を行ってございます。これは宝くじ交付金の交付をいただきましたので、それを充てまして一般財源を減するというもので、以下財源内訳に変更はございますが、全て宝くじ交付金を充当してございますので、説明の方でここで省略させていただきます。

続きまして、定住促進対策費をご覧くださいただければと思います。1,200万円ほど計上してございます。こちらは附属資料の3ページをご覧くださいただければと思います。こちら、定住促進事業ということで、今新たな定住が進みつつあるというところから年度をまたいで申請も来ているということから、新築6件、中古が1件、集合住宅3件ということでの増額で申請が来ております。したがって、この分の増額といたしまして1,250万円ほど今回計上しているということでございます。内訳はご覧のとおりでございます。

それでは、続きまして16ページの方にまいります。社会福祉総務費民生費の社会福祉総務費と老人福祉費につきましては、繰出金の減でございます。こちら実績に伴いまして国保会計及び後期高齢者会計の実績が確定したことから繰出金の減を行っているというものでございます。

続きまして、4目の障害福祉費でございます。扶助費としまして1,900万円ほど増額補正してございます。これは更生医療給付、それから自立支援の介護の訓練給付ということで、こちら見込みが増になったというところで予算が不足しましたので今回増額補正ということで1,900万円ほど計上してございます。その下、償還金利子等につきましては、こちらについて過年度分23年度分の国庫負担金及び県負担金が確定しましたことから、この分を計上して返還するというものでございます。

続きまして、民生費の児童福祉費をご覧いただきたいと思っております。児童福祉総務費といたしまして、これは条例でも提案しておりますが、子育て支援基金の予算積み立てを今回39万9,000円ほど行っているものでございます。その下、児童措置費につきましては先ほどご説明したとおりでございますので、こちらは説明を省略させていただきます。

続きまして衛生費でございます。環境衛生費といたしまして18万円ほど計上してございます。こちらは資料の5ページをお開きいただければと思っております。亘理地区の行政事務組合の葬祭費の負担金がふえたというところでの補正でございます。こちらは葬祭費に係ります燃料費、修繕料が不足したというところでは今回18万円を計上しているというような補正内容になってございます。

続きまして、上水道管理費でございます。これは負担金72万2,000円減額しております。これは減収対策費用債の利子が軽減されたというところでの歳出の減というところでございます。お開きいただきまして、17ページでございます。衛生費の清掃費をご覧いただければと思っております。ごみ処理費につきましては、附属資料6ページをご覧いただきたいと思っております。亘名の共立衛生処理組合の清掃費の負担金、こちらふえたというところでの増額補正でございます。内容といたしましては、ここに書いてございますとおり、一般廃棄物の処理施設の整備事業に係ります仕様書の作成業務に増額補正が必要になったということから、今回増額補正をしているというものでございます。

続きまして、合併処理浄化槽の整備事業費でございます。こちらは700万円ほど減額してございます。こちらは合併処理浄化槽を設置した方に補助金を出しておりますが、これは実績が思ったよりも伸びなかったというところでの減額で730万円ほど減額してございます。

続いて、労働費でございます。労働費は一括してご説明いたします。緊急雇用創出事業費といたしまして、共済費から委託料について全て減額してございます。合わせて1,900万円ほどの減額です。これは緊急雇用創出事業に基づきまして思ったほど雇用ができなかったということから、執行残が生じたというところでの減額でございます。

続きまして、農林水産業費にまいります。農業費でございます。農業復興推進費、これは160万円ほど増額してございます。これは亘理郡のイチゴ選果場の建設に係る分担金といたしまして、開発許可、建築確認に係る経費といたしまして負担金が増額されたというところでの補正でございます。その下、農地復興推進費でございます。72万円ほど計上してございますが、これは県営のかんがい排水事業の負担金がふえたということで、県の方から通知があったことから72万円ほど計上してございます。

続いて18ページでございます。商工費は、先ほど説明したとおり省略させていただきます。土木費の道路橋梁費につきましても、これは宝くじ交付金の充当でございますので、こちら省略させていただきます。土木費の下水道費でございます。下水道管理費といたしまして、今回下水道事業会計の補助金を増額させております。これは繰り出し基準に基

づきまして補助金が増額になったというものの600万円の増ということでございます。逆に下水道復興推進費につきましては、負担金が減というところで400万円ほど減額補正ということで計上してございます。続いて土木費の都市計画費でございます。都市計画復興推進費といたしまして3,000万円ほど減額してございます。こちらは復興交付金事業のございます常磐線の特定環境影響評価の業務委託でございますが、こちらはJRの方で、事業主体の方で実施するということから町で計上しておりました3,000万円の事業費につきましては全額減額するというところでの減額補正でございます。

おめくりいただきまして、19ページでございます。消防施設費及び常備消防費につきまして負担金、消防施設については増、常備消防費については減してございます。これはまず消火栓修繕及び移設工事費の負担金がふえたということの増、逆に常備消防費につきましては互理地区の行政事務組合の負担金が減額になったということで実績が出まして、700万円ほど減額しているものでございます。

続きまして、災害対策費でございます。これは附属資料の7ページをご覧くださいと思います。2,400万円ほど増額補正を行ってございます。これは全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTの整備の工事請負費でございます。J-ALERTにつきましては、現在防災無線と自動連携して放送されることになってございますが、さらに多様化をするというところで、エリアメールですとか登録制メールに対しても自動起動をさせる、そのための費用といたしまして国の補正予算が今回ついたことから、今回町の補正予算でも計上して2,400万円ほど載せているというところでございます。

続いて、教育費でございます。教育総務費、積立金、これは奨学金の基金の利子の積み立て増でございます。教育指導費については省略させていただきます。同じく小学校費でございます。教育振興費、こちらは需用費といたしまして1万円ほど計上してございます。これは図書に関する指定寄附があったことから計上しているものでございます。学校管理費、これは省略させていただきます。中学校費の教育振興費です。これは附属資料8ページをご覧くださいと思いますが、宮城県の中学校総合体育大会への選手の派遣の補助金が増になったというところで40万円ほど計上してございます。内訳については、中体連の新人戦の県大会及び全日本吹奏楽コンクールの東北大会というところの派遣への経費でございます。

続きまして、教育費の幼稚園費も省略させていただきます。社会教育費でございます。社会教育復興推進費、ご覧いただきたいと思いますが、こちらは2,600万円ほどの減額でございます。共済費から、以下次ページにわたりまして委託料、役務費、使用料等全部減額してございます。こちらは新市街地整備に伴います、造成に伴います文化財の発掘事業の執行残というところで、こちらは交付金事業の執行残が出ているということでご理解いただければと思います。

それでは、おめくりいただきまして21ページ、災害復旧費でございます。農林水産施設の災害復旧費でございますが、こちらは国営、県営関連の農地の災害復旧につきまして負担金について各事業実施主体の方から増及び減の通知があったというところから、それにあわせて負担金の増減を行っているというものでございます。

歳出の最後になります。こちらは災害援護資金貸付金でございます。資料の9ページをご覧くださいと思います。援護資金につきまして、今回借受人の方から繰り上げ償還、早目に繰り上げしたいということで繰り上げ償還がございましたので、その分として70

万円を今回計上しているものでございます。

以上が歳出でございます。

続いて、歳入の方に参ります。11ページをご覧いただきたいと思います。歳入の方も主なものを説明いたします。

地方交付税でございます。今回1億6,900万円ほど減額してございます。これは震災復興交付金事業に裏に充てます事業等につきまして、震災復興交付金事業が縮小したことから、その裏に充てます交付税も落ちるというところでございます。民生費の国庫負担金障害福祉の負担金につきましては、先ほど申しましたとおり、今回需要増ということでふえましたので、国から入る分の負担金についてもふえているというもので900万円ほど計上してございます。逆に、国保事業における保険基盤安定事業につきましては減額ということで、これも実績に基づきまして減額してございます。

続いて国庫支出金の国庫補助金でございます。衛生費の国庫補助金につきまして合併処理浄化槽の整備事業、こちらは実績が落ちたということから補助金も落としております。土木費の国庫補助金につきましては、国土交通省関係の震災復興交付金、災害公営住宅、津波拠点整備事業の経費といたしまして84億円ほど国庫支出金が入ってございます。農林水産業費の国庫補助金につきましては、こちらは2億5,700万円ほど計上してございます。これは農山漁村地域復興基金総合整備事業、坂元排水処理場の機能拡充等に伴います国費でございます。

続きまして、15款の県支出金でございます。こちらにも障害福祉費負担金、これは県負担分といたしまして490万円ほど増額、保険基盤安定負担金につきましては逆に65万8,000円の減ということで、次ページの後期高齢者の保険料の負担金につきましても県費分は100万円ほど減している。これも全て実績に基づくものにご理解いただければと思います。続きまして、15款の県支出金県補助金でございます。総務費の県補助金といたしまして先ほどご説明しましたJ-ALERT関係、防災情報通信設備事業の交付金としまして2,300万円ほど計上してございます。

大きなところだけ申しますと、農林水産業費の県補助金でございますが、こちらはいちご団地の整備事業に伴うものでございまして、1億円ほどこちらは県の方から歳入が入っているというものでございます。労働費権補助金につきましては、これは緊急雇用創出事業に伴います歳入の減でございます。財産収入財産運用収入でございますが、これは利子及び配当金ということで、利子について歳入増、歳出減があったというところでご理解いただければと思います。

13ページをお開きいただければと思います。寄附金でございます。寄附金もいただいております。550万円ほど計上してございます。震災復興関連の寄附、それから教育振興関連、児童福祉関連、これら合わせまして550万円ほど増額してございます。基金の繰入金でございます。財政調整基金財源調整を行いまして今回の補正では2,000万円ほど取り崩しを減らすことができしております。その下、復興交付金につきましてはもうご説明いたしましたが、震災復興交付金の取り崩しも減ということで、これは各事業、例えば先ほど申しました埋蔵文化財の発掘事業ですとか特定環境影響評価の事業ですとか、そういったものの執行残もしくは事業をしなかったことによる交付金基金繰り入れの減でございます。

諸収入、貸付金収入といたしまして災害援護資金の貸付回収金、先ほど申しましたこち

らも繰り上げ償還に伴う回収でございます。20款諸収入でございます。雑入といたしまして今回1億1,000万円ほど計上してございます。これは先ほども若干触れましたが、宮城県市町村振興協会交付金、いわゆる宝くじ交付金でございます。これらを各事業に先ほど財源構成で振り分けておりますので、グリーンジャンボ等の宝くじ交付金をこちらで計上しているというものでございます。そのほか、後期高齢者の医療制度の負担金についての返還金というのも生じてございます。

続きまして、1番最後になります。14ページの町債でございますが、農林水産業債として30万円ほど、これは県営のかんがい排水事業の実績がある程度確定したことから今回計上しているものでございます。

以上が歳入でございます。

それでは、続いて繰り越しでございます。4ページをお開きいただければと思います。ご覧のとおり、今回32事業、合わせまして216億円ほど繰り越しをしてございます。この事業につきましても、大きなものを中心にご説明をさせていただきます。

総務費でございます。総務管理費、山元町定住促進対策事業補助金ということで、先ほど歳出の方で説明しました増額補正してございますので、今回その増額補正した分も含めまして繰り越しまして年度をまたいでの交付を行うということでございます。続いて民生費でございます。社会福祉費、太陽光発電システム設置事業、知楽荘老人憩の家に設置するものでございますが、こちらは補助対象経費の変更があったということから、年度内の事業実施が困難になったということで繰り越しをするものでございます。その下、介護基盤復興まちづくり整備事業、これはNPOのささえ愛山元の整備事業でございます。こちらは用地取得が遅れたということから、3,000万円ですがこれも年度をまたいでの執行ということでの繰越明許の設定でございます。

続きまして、衛生費でございます。保健衛生費放射能除染対策業務でございます。坂元中学校、山寺グラウンド等の文教施設等を中心に除染をしてございますが、これも資材の入荷が遅れているということから、5,000万円ほど繰越明許の設定を行うものでございます。続きまして、清掃費でございます。東日本大震災災害廃棄物処理事業、いわゆる瓦れきの処理事業でございます。これは国の査定に時間を要したということから、80億円ほど今回繰越明許の設定をしているものでございます。その下、環境調査事業、こちらは生活排水の処理基本計画の策定業務でございます。各種計画との調整が必要になったということから今回も300万円ほど繰り越すというものでございます。

続いて、農林水産業費に入ります。農業費でございます。山元町のいちご団地化整備事業、こちらはもうご存じかと思えます。資材調達等に時間を要しまして25億円ほど今回計上してございます。東日本大震災農業生産対策交付金、こちらは笠野の米倉庫の改修事業でございますが、改修工事をどのようにするかということにつきまして協議に時間がかかったということから、2億3,000万円ほどこちらも年度をまたいでの執行ということでございます。その下、農水産物の直売所の建設事業でございます。こちらも整備箇所を選定に時間を要したということから、基本構想、基本設計につきまして年度をまたいで実施するというものでございます。その下でございます。農山漁村地域復興基盤総合整備事業、いわゆる圃場整備事業でございます。山元東部地区を中心としましたものでございます。これも関係者の合意形成に時間を要したということから9,000万円ほど今回繰り越しております。農山漁村地域復興基盤総合整備事業、水利施設事業でございます。これ

は牛橋の排水路、県の事業でございますので県の事業が繰り越したということから、それにあわせましてこちらの方も繰り越しているというものでございます。

水産業費でございます。水産業共同利用施設の建設事業でございますが、これは荷さばき所等の整備事業でございます。これは同時に行っております漁港のかさ上げ工事が遅れたということに伴いまして、今回8,800万円ほど繰越明許の設定ということでございます。その下、今説明しました漁港施設の機能強化事業、いわゆるかさ上げ事業でございますが、事業の施工調整に戸惑ったということからかさ上げ工事につきましても今回繰越明許の設定を行っております。

おめくりいただきまして、5ページでございます。商工費でございます。産業振興基本計画の策定業務でございますが、こちらにも計画検討に時間を要したということから、基本構想の策定につきまして3,000万円ほど今回設定してございます。土木費でございます。道路橋梁費、幹線道路等の整備事業、上平磯線の整備事業、橋梁設計でございますが、こちらにも各種事業との調整、他の復興事業との調整に伴いまして2億4,000万円ほど繰越明許を設定してございます。太陽光の街灯整備事業、こちらにつきまして蓄電式の太陽光の街灯の整備事業でございますが、資材確保に時間を要したということで、今回も繰越明許を設定してございます。住宅費でございます。災害公営住宅の建設事業、こちらにつきまして山下、坂元、宮城病院地区の造成等建築等に伴います経費につきまして、県の入札不調があったということも含めまして今回19億円ほど繰越明許を設定してございます。

下水道費下水道事業会計の補助金でございます。こちらにつきましては上平の農集排の処理場に係ります繰り出しの分でございます。こちらにも計画の変更があったということから7,000万円ほど年度をまたいでの執行ということでございます。都市計画費でございます。ご覧のとおり防災集団移転、復興土地地区画整理事業、防災緑地整備事業等ハード事業につきまして繰り越しをしております。防災集団移転事業につきましては被災地の買い取り、移転費の利子補助等こちらについて、これも国県との調整に時間がかかったということから53億円ほど計上してございます。復興土地地区画整理事業、これも津波拠点整備事業でございますが、こちらにも復興庁との調整に時間がかかったということから16億円ほど繰り越し決定をしてございます。防災緑地の整備事業につきましてはさまざまな事業間の調整に戸惑ったというところで、1億円ほどこちらにも繰り越しております。復興関連道路新設改良事業、これは浅生原笠野線の事業でございますが、こちらについても事業間の調整に戸惑いまして5,000万円ほど計上してございます。

復興基盤データベース構築事業、すみません、こちらは先ほど新旧対照表を配布させていただきましたが、繰越額が1億1,408万5,000円となりました。大変失礼いたしました。こちらはシステムの規模を決定するために不慮の時間を要したということから、今回繰り越し設定をしてございます。排水計画の見直し事業、これは新市街地の分ですが、これも国県との調整に時間を要しまして7,000万円ほど計上してございます。住宅のかさ上げ支援でございます。災害危険区域内でのかさ上げに対する補助でございますが、こちらにも年度をまたいでの執行が必要ということから、6,000万円ほど計上している状況でございます。

消防費でございます。全国瞬時警報システム対応化推進事業、先ほど補正でご説明しましたJ-ALERTの自動起動に係るものでございますが、これも今回追加補正いたしま

したので、適正工期の確保が難しいということからこちらを繰り越しております。東日本大震災アンケート調査課題検証業務、これも素案の作成に時間を要したということから800万円ほど繰り越しております。災害復旧費でございます。6ページでございます。公共土木施設の災害復旧費補助債でございますが、こちらは河川関連の道路河川関連の工事でございますが、下水道工事との調整に時間を要したということから4億円ほど繰り越しております。公共土木施設の単独災害でございます。これは梅ヶ丘団地でございますが、設計に時間を要したということから、こちらも繰り越しております。都市災害の復旧事業、牛橋公園の整備事業でございますが、これは施工管理業務につきまして土木建築の方が事故繰を起こしてしまったということから、それにあわせてこちらの施工管理業務につきまして明許を設定しているというものでございます。

文教施設の災害復旧費、これは坂元小学校のプールでございます。これは入札不調に伴いましてやむを得ず繰越明許の設定をしているものでございます。最後になりますが、情報通信基盤の災害復旧事業、これは坂元地区の光ケーブルの復旧事業でございます。12月補正でやったということもございまして、電柱改修の強化、強化電柱の改修に調整に時間がかかったということから2,000万円ほど繰り越しを設定しております。

以上、合わせまして32事業、216億2,397万4,000円を今回繰越明許として設定しております。

7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。今回債務負担行為も設定しております。こちら、債務負担行為につきましては、附属資料の4ページに詳細が書いてございますので、ご覧いただければと思います。応急仮設住宅の共同施設管理事業につきまして、光Iフレーム、アプリケーションの借り上げに要する経費を債務負担行為で設定しております。こちらは4月、5月前に契約をする必要があるということから、今回の3月補正での債務負担行為の補正ということでございます。

最後になります。8ページをご覧いただきたいと思います。地方債の補正も行ってございます。追加としまして、県営かんがい排水事業の負担金といたしまして30万円ほど計上しております。こちら、起債の方法につきましては証書借り入れまたは証券発行でございます。利率につきましては年3パーセント以内、償還の方法についてはご覧のとおりでございます。県のかんがい排水事業につきまして事業費が確定したことに伴うものでございます。

以上が補正予算第10号のご説明でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

7番齋藤慶治君の質疑を許します。

7番（齋藤慶治君）はい。1点だけ。17ページの緊急雇用創出事業関係、ここでこの金額、1,900万円等の金額が余ったと言うとおかしいけれども、執行できなかった。現状を考えればいろいろな手段を使って雇用の関係して町民に含めて収入の確保等に図るべきだと思うんです。多分当初の段階途中で人員の確保ができないとか事業のそういうただ理由はあろうと思うんですが、そこら辺の考え方、果たしてその最大の手段を使ったのかどうか。そこら辺の事業繰り越しではなく今回減額した内容等を説明を求めます。大きな問題ですよ。地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。施設関連の介護分野の部分についての委

託料減については、各施設において介護現場ではなかなか人材確保が困難だということで、人数確保ができなかった、あるいはなかなか4月当初から人の確保ができなかったということでの減となっております。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。スタートがちょっと遅れた。あとを含めて介護関係の人材が。歳出は大丈夫なんですか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。介護現場では緊急雇用のための人員確保ということであって、人数、いわゆる施設基準においては特に問題がなくサービスについては問題ありませんでした。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。今回のこの減額の関係が介護関係含めてのが多いということで、通常他の各課で緊急雇用している分野ではそれなりの予定どおりの執行をしたというふうになるんですが、そういう介護含めて余分な人材は要らないとなればそれだし、そうすると初めからの予算のこのとり方、回し方、例えばこの分野ではない分野にこの緊急雇用を振り分けることも十分可能だったはずだ、計画の段階で。そういうことを含めて今後当初の予算のつけ方、配分の仕方を十分検討して25年度に生かしてほしいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、19ページ。消防費1項の消防費の中の4目の災害対策費、これはJ-ALERT関係での予算ということでございますが、災害危機に至ってこの説明にもありますとおり、コミュニティFMを含めた情報伝達、エリアメールその他こういったことも含めてということですが、私も真庭にありますが、何ですかこのFM、聞き取りにくいといいますかそういう部分があります。山元町内では全域うまく伝わっているのかどうか。難聴地帯がないかどうか。そういった部分の対応策はこの予算に入っているのかどうか。あるいは入っていないとすればどういう対応するのかお伺いしたい。

危機管理室長（武田正則君）はい、議長。りんごラジオ、FM放送の難聴の対策費が入っているかということについてでございますが、まずこちらの方には入ってはいません。こちらの補正予算の中身につきましては、総合型自動起動を可能にするということで、現在J-ALERTと防災行政無線、国からの緊急情報があったときに防災行政無線を起動して瞬時に放送するというシステムは構築されておりますが、それ以外の伝達手段として伝達の多重化ということで、一つは緊急情報メール配信で入っております。それで、2点目の難聴対策につきましては、こちらは今後りんごラジオがこちらの部分が25年度までは臨時FM放送局として運営する。その後、26年度からは難聴対策につきましては25年度に対応を検討してまいりたいと考える。予算的には難聴対策費、こちらの方に入っておりません。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。この予算には入っていないということですが、次年度、25年度予算です。細かいことは各課で今度やってきますが、その中にぜひあれして、1日も早い難聴地帯解消ということに努めていただきたいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。17ページ、5目の合併処理浄化槽整備事業費、今回732万4,000円減額となっております。先ほどの説明では、思ったほど伸びなかった。当初何件の設置を予定しておいて、今回この732万円、何件分の残になるのか。その中身について。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。当初は78基を予定しておりました。今まで出ておるのが58基出ております。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。何点かあるので、1点1点やりたいと思います。15ページ、定住促進対策事業の関係で1,259万3,000円の増、先ほど企画財政課長の説明なり附属資料の中で実際にふえた件数とかあと中身についても具体的に示されているんですけども、実際に新築とかの人たちで山元町外から入ってきて子育て対応という形の対応で120万円という形になると思うんですけども、その辺のちょっと内容について、6件の内容について教えていただければ。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。定住促進の関係のご質問でございますが、今までの中で交付した案件については、実績として7件ございます。7件のうち転入者、延べ人数になりますが10人ほど山元町に新たに転入なさっているという実績がございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。実際には新築の関係で転入者が7件、あとこれからの見込みで一応1,200万円補正するという形の考え方だと思うんですけども、実際にそういう形だと思うんですけども、地域的には例えば今被災した地域もあるし、あと上の方のある程度の土地、それをどういうところの部分で今回新築という形で出ているのか。ちょっとその辺の地域的な部分と、あと全体的にはこれからで1,200万円ということですので、予算的にはこのぐらいの件数で間に合うのかどうか。実績、今申し込みある部分での今回予算という形だけで、あとそういう部分だけでいいのか。実際には一応年度の予算ですから申し込みあった分の出すという形の内容だと思うんですけども、これから来年度に向けてある程度確保する部分で実績とあと補正のもの、考えながら対応していくということだと思うんですけども、その辺の見通しとか、あと今お話ししたように実際に予算の関係で十分な措置が予算でとれなかったというのは、ある程度こちらに来る見込みというのを考えなかったのか。補正するという中で。その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。24年度の予算につきましては、23年度震災後というようなことで実績が少なかったということで、通常2,500万円ほどの予算規模でございましたが、それを1,000万円強ぐらいの当初予算ということでございました。24年度の後半に入りまして、新たにおうちを建てる方々もふえてきたというような状況でございます。実績の中では岩沼市から山下区の方に、あとは福島県大熊町から高瀬の方に、あと相馬市、新地町の方から相馬市の方については下郷区、あと新地町の方からは高瀬区というようなことでの転入の実績がございます。

あと、今後の内容としましては附属資料の方にも添付しておりますが、アパートの関係で3件とか、そういった申請が今出されているというような内容でございます。実際の交付となりましては、年をあけて来年度というような形になろうかと思っておりますので、今回不足する分、24年で不足する分につきまして補正をさせていただいたということでございます。あと、実際の支払いの関係で繰越明許というような形で1,800万円ほど繰越明許をさせていただいているという状況でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。定住促進事業、これについては山元町に呼び込む一つの町長の目玉の事業的な部分があるのでぜひ来年度も、今年度の実績見ながら拡充するような方向

で考えていくべきだと思いますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、繰り越しの関係でちょっと何点か。4ページ、農林水産業費の農業費のいちご団地化の整備事業と、あと農水産物の直売所施設の関連事業、先ほどの説明の中で大まかにわかったんですけども、ただ、25億4,988万4,000円、これについて事業の進捗なり、あるいは第5次の復興交付金の関係の遅れとか、いろいろ要因はあると思うんですけども、ただ、事業全体の遅れが出てくるとそういう部分もちょっと考えられるので、現時点で今まで当初考えたような形での事業の進捗がきちっとできているのかどうか。その辺、ちょっと確認をして、あと来年度以降、あるいは繰り越したものがどういうふうな形で事業として結びついていくのかお伺ひします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。まず1点目のいちご団地の関係の進捗でございますが、今回繰り越ししている金額については前払いが50パーセントでございますので、それを除いた分ということでの金額でございますが、事業量といたしましては造成が全て完了、それからあと育苗施設についても完了の見込みです。残っているのは大型ハウスの建設ということになります。9月、あるいは11月の出荷というのを見込んでそれまでには間に合うような工程を組んでおりますので、これは十分生産に間に合うという体制をとっております。

それから、あと2点目は農水産物直売所、これにつきましては委託の中で基本設計と測量設計、現地の測量設計もございまして、今のところ基本計画を立案中でありまして、場所の選定等にまでは至っていない。場所の選定を確定した後に現地の測量設計ということになります。今の状況ですと実際のところ半年以上今のところ遅れているという現状にはあります。これから現地の方を選定して、測量設計をして、建物設計、それから具体的に建物の事業費の見込み額が出てから交付金事業としての申請するというようなこととなりますので、今の状況ですと当初の見込みよりも1年ぐらい遅れぎみであるという状況にはあります。

ただし、イチゴの夢いちごの郷の仮店舗でも経営、今イチゴの販売を行っておりますけれども、メインはイチゴになろうかと思ひますが、できるだけ生産体制にあったオープンにあわせていきたいというふうには今後努力していきたいというふうには考えてはおります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。1つずつやります。それで、前段のいちご団地化の整備事業、町では事業の遅れで進むと思うんですけども、実際に24年度でイチゴをつくる、そういう人たちが早く苗を植えたいとか早くその苗を植えて実際に24年度で事業費でやったものを定植、あるいは11月に生産するという形で考えると、繰り越しの中でもこれなどは早く事業を推し進めていくべきだと思うんです。特に、今課長の話だと育苗とか管理棟、育苗等は造成と育苗に関してはもう終わるということですが、実際には今まで農家の人たちに苗がどうしても育苗苗が早く親株の植え付けがするとそういうことで、3月の中旬ごろまでにできるような体制、それをきちっと考えながら事業を進めてきたと思うんですけども、その辺についてはどうなのか。あと、水道の関係で1団地から4団地まできちっと整備されるような見込みがあるのかどうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これも育苗については造成のスケジュールを立てて、それから育苗の建設時期ということで生産をする各農家等で組織する組合等と十分お話し合いをして、間に合うということでご了解いただいて進めております。

水道についても、今計画どおり進捗しているというふうにご理解いただければと思いますけれども。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。繰り越しの予算の関係で事業、細かい部分のお話はするつもりはありませんけれども、ただ、今言うように具体的には予算前払いのもので支払って、あと事業完了のときに支払うという形につながっているとは思いますが、きちっと事業を早く進捗させながら生産農家の人たちに迷惑かけないような形でいく。それが今回の事業の基本的な考え方だと思いますので、担当課十分にその辺も含めてお考えいただいて、育苗棟だけでだめなので、あくまでも水道が水をかけるという形になれば水道も並行してということなの。全部その辺については育苗棟完成する中できちっと対応できるようなそういう形で考えて今回の事業進めていただくようお願いしたい。

あと、農水産物等の直売所の建設の事業の関係で、これは4,298万1,000円の事業費なんですけれども、これについては本当にイチゴの団地のいろいろお話あった時点からいろいろ議論してきた部分あるんです。そして、町としてもいち早く対応するという事で考えていて、今課長の話を知ると半年ぐらいの遅れで、全体的には1年ぐらい遅れる見込みだということなので、イチゴもそうですけれども山元町リンゴというものもありますし、ホッキ貝はちょっと遅れると思うんですけれども、実際にそういった観光資源を特に事業で考えて進んできたという部分を見ると、いち早く直売所施設も対応するような方向で考えていかないとだめなので、ただ、遅れるだけでなくきちっとその遅れを取り戻すような形の事業展開、そういう部分が私は必要だと思いますけれども、その辺についてお答え、どういう形で今お話聞くと基本設計と測量とあと場所も決まっていないということなので、そちらを急がないと私はうまくないと思うんです。その部分について町長のお考えをお聞きしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。産直施設の関係でございますけれども、全体として残念ながら産業振興課、もろもろの事業を同時並行的に今進めているという中で体制的な問題もございまして今ご説明したような進捗状況になっているということでございます。いずれにしても、早く事業の趣旨を生かすような取り組みが必要だというふうには思っております。一方で今までの産直施設の規模、内容だけでいいのかという問題もございまして、あるいは規模を膨らませたところで今度は通年を通して物を供給できる体制が組めるかというふうな問題等もいろいろございまして、その辺と直接ご指摘のあった場所の問題、町としてどこにあれば少しでも町外からの皆さんを滞留できるような時間確保につながるのか。いろいろと考えながらこの場所決めをしていかなければならないだろうというふうに思っております。

体制の問題等いろいろございまして、できるだけ早目に推進をしていかなければならないというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今町長から答弁いただいた形で進んでいくという部分はいいんですけれども、ただ、先ほどお話ししたように場所が決まらなないと物事が進まない。大体1年ぐらい遅れる中で場所の選定を早くしながら事業の基本設計、測量、あと基本計画、それを具体的に詰めていく。場所の問題と並行するような形でやっていかないと、場所が後から出てくるのでは事業全体がまた遅れるという形になるので、ぜひその辺については急いで選定を急ぐべきだと思いますので、きちっと対応を繰り越しているんですから、繰り越してなくて年度の予算であるなら別だけれども、繰り越しているのだからきちっとその

辺の対応をするということで考えていただくようお願いしたいと思います。いつごろまで、場所の選定できるのか。担当課でもいい。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。場所の選定については、具体的なところはちょっとまだ申し上げません。（「いつごろまでにできるかできないかという話」の声あり）

議長（阿部 均君）いつごろまでに選定か可能かということ。答えてください。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。そこもちょっとまだ今の状況ではお答えできません。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。いつごろまでに場所も選定できるかわからない状況で繰り越して、実際に1年遅れている。そういう答弁では何のために事業やっているかわからないでしょう。急いでやるのであれば場所の選定をいつごろまでに目安としてやっていくんだ。そして、その中で基本設計、あるいは基本計画、きちっと作りながら並行してやっていくんだという姿勢がなかったらいつまでも遅れる一方なので、その辺は十分町長と担当課で話ししながら場所の選定も含めた対応を急ぐべきだと思いますので、指摘をしておきます。

議長（阿部 均君）答弁はいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。15ページ、財産管理費の役場庁舎リース減についてなんですが、この辺の大幅減ということになるかと思いますが、その辺の理由についてお伺いします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今回役場仮庁舎のリース料減といたしまして3,300万円ほど計上してございます。これはそもそもの当初予算の設定時にこの仮庁舎を取り壊す費用も計上していたということから、これぐらいの大きな額の執行残が出たということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、何で取り壊すのが当初にそんな説明も今言われて記憶がよみがえってきているんだけれども、何でそこにそもそも入れなければならないのかということなんだけれども、そもそもが、1年で壊すんだったらそうなんだろけれども、そういう疑問が残っていますということとあわせて、これは直接全て全額その人の金といえますかでの対応、一般財源ではないんですね。その辺の確認して今の理由について改めてお伺いいたします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。当初予算の策定時には、この仮庁舎をいつまで使うかということが全く見えなかったということから、安全率という話ではないんですが、一応安全を保つという意味で予算として計上していたというところでございます。

こちら、補助金につきましては、一応24年度分につきましては総務省の方から補助金が入るということで連絡が来ております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。

あと、先ほど出てきました17ページ、緊急雇用創出事業費についてなんですが、先ほどもこの結果介護現場でも問題はないというような問題ないのは当然当たり前のことであって、この事業というのはプラスの事業といえますかそういう事業なんです。見てみればそのプラスの事業、しかも、今後に影響を与えるといえますかが出てくる。影響というのはプラスの部分で、例えば人材育成とか云々というようなところではこれはまさに新しく人材を育成するための事業なんでしょう。ということであれば、この1人でも2人でも3人でも10人でもふやしていれば今後将来的な山元町の介護現場における介護事業におけ

る対応というのは濃くなるということと、あと、雇用の部分だから働く人を創出するということですから、全くその限りではないのかもわかりませんが、いろいろな相乗効果が生まれてくる事業だと思うんです。

ということから見るならば、そもそもどのような目的でこのくらいの金額は上げるに設定していたのかというその辺のところを確認します。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。当初、事業所等に確認しましてこの緊急雇用制度を受けていただける事業者を確認しまして、手挙げをしていただきました。それに基づいて予算を要求させていただいたんですけれども、事業所の方では確保ができなかったということで減をさせていただいております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。というのは、何かこの制度そのものに問題といいますか煩雑さとかこの制度を活用する際、ときに問題があるというか簡単に利用対応できないというようなことなのか。それともということで一旦手を挙げてみたものの実際やってみようとしたらいろいろ面倒くさくてとてもやっていられないということなのか。あるいは手を挙げてやったもののそういった人たちを求めるといふか集めることができなかったのかとか、その辺の事情について意見についてお伺いします。

地域支援包括センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。人の確保ができなかったということです。人材の確保ができなかったということです。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。制度の中なんですけど、その辺の町のせっかくの事業であるわけですから、その辺の町の方の支援体制というんですか、の方でそういう事業所の方であれば事業者がこの対応できるような体制というのとはとられあったのかなかったのか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。制度にのっとなって募集していただく、公募をしていただくということでお話ししてあるだけです。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この事業だけでないんですけれども、一般に言われるかと思うんですが、せっかくの補助事業、ここの分野だけ9,000万円のうち2,000万円減額しているんです。せっかくいただいたというかそういった補助事業に対する取り組む姿勢というものが非常に私はこのどの場面を見るんだって金がないと言っている割にはこういった補助事業の取り組む方が非常に浅いのかな。あるいは検討が十分なされないままに来たからしょうがない、やらなければならないというような形のやり方なのか。最初からこの事業使わない、使うことができないのであればそれは明確にしておいたほうがいいと思うので、そうでないと国に宝とつてもいかれるというか国は国に言えば国はちゃんとそういう補助制度をつかってこういう事業を設定して、そしておとしています。どんどん使ってくださいというようなこと言われるだけになってしまう。ところが、一方でやるとしかなしながら国も巧妙というか一応そう示しはするものの非常に複雑な内容にしてなかなか実際には使われない費用なことをしているのかどうか。これは私の憶測相当な話なんですけど、もしそういうことであるならばこれは使えません、とても問題あって使えないことをきちっと上に言わなければならない。そうでなければ幾らいろいろな制度つくってもらったって実際に使えないのであればそれはもう全く体をなさない中身のない制度ということになるわけで、そういうことが指摘されるんですが、その辺の取り組む全体、実際その辺の補助事業どうだか今もろもろのこのあるんですが、その辺の取り組み方についての基本的な考え方というのはどうなのかということをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今介護施設絡みの関係での緊急雇用の事業の取り組み方という

ことで、全体ということをございましたけれども、今所長の方からお話し申し上げたのが至近な事例なのかというふうに私も思うんですが、町としては該当すると思われる事業者の方々にご紹介を申し上げて、その中での結果結論というふうなことをございますので、基本的にはその部分で言えば遠藤議員のご指摘はちょっと当たらないのではないかというふうにも思うわけをございます。必要なところに必要な事業の導入のご紹介を申し上げて、あとは事業者の判断でどうしても使えないということであれば非常に残念な状況だということをございます。

ただ、もう一方でご指摘のあったようにこの介護分野に限らずこの緊急雇用創出事業で制度の隘路があるのであれば、これは町として問題を整理する中で少しでも、この事業に限らず使い勝手のいい形に制度の改善を要望していく、そういう姿勢は大切にしなければならないというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長は本当に介護の現場と介護事業というものを理解してそういう今のような話になっているのか大変疑問に思います。介護、山元町では総合計画なり復興計画なりそういった部分をふやす。例えば施設の増、これも進めるとき施設がつくられれば当然働く人が求めなければならないんです。そのための予備軍としてもこういう事業は積極的に活用しなければならない事業です。本当にその事業わかって言っているんですかと私は大きな疑問を持ちます。しかし、町長は介護現場というものはそれなりに対しての姿勢はそういうことだということということを受け止めました。これは9,000万円で2,000万円もせつかく2,000万円もつけてもらったのに2,000万円結局使わなかった、使えなかったということになるわけです。そういうところに私は無常の問題がそもそも当初も目的当初予算立てるときにどうだったのかということの疑問も残ります。しかし、今のような町長のご答弁ではそれ以上の答えはいただけないかと思うので、次に移ります。

その上の賃金なんです、これまた大幅な減を伴っているわけですが、この辺の背景についてお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ご質問の件をございますけれども、各課にわたる臨時職員の予算を計上し、実際に募集をさせていただいたところをございます。しかしながら、賃金単価等の兼ね合いもございまして、同時並行的に進められている瓦れきであったり復興組合であったり、そういった部分に人材が流出といいますかそういったこともございまして、期待される臨時職員の確保ができなかった。その結果がこのような形になったというふうなことをございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことなんです。これは別な形でかえることできないとかと多分必要としている人がいないのであれば、うんと飽和しているのであれば働きたいという人がでるのであれば、それはそれで必要ないわけだからいいことなだけで、その辺の背景についてはもう少し検討重ねて、その辺国からの補助で決められているのかもわからないんですけども、その辺の使い方いろいろな人が本当に今雇用問題というのは大変な問題になっているんですけども、なぜかこういうところに反映してこないという疑問があるのでこの確認しているんですが、その辺の背景を少し検討しながらせつかくのこうした補助事業ということであれば大事に使う必要があるのかということをご指摘して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第41号平成24年度山元町一般会計補正予算第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

この際、暫時休憩といたします。再開は午前11時20分といたします。

午前11時13分 休 憩

---

午前11時20分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第42号を議題とします。

課長から説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第42号、平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,421万9,000を追加し、歳入歳出それぞれ22億9,495万7,000円とする補正予算でございます。

それでは、歳出から説明を申し上げます。7ページの方をお開きください。

1款総務管理費につきましては70歳から74歳の被保険者の一部負担金1割の部分が延長となりましたので、高齢者受給証を発送することが必要となりましたので、その経費等につきまして措置するものでございます。趣旨普及費につきましては、消耗品の増となっておりますが、ただいま申し上げました受給者証のお知らせのためのリーフレット、こちらの方を1,000枚作成するという事で消耗品の方を措置してございます。療養諸費でございます。こちらにつきましては、一般保険者療養費給付費決算見込みにより不足が生じる見込みとなりましたので、増額の補正をしているところでございます。診療報酬審査支払事務委託料の増につきましては、こちらも決算見込みによるものでございます。

続いて、8ページの方の高額療養費の方に入っております。こちらも一般被保険者の高額療養費につきまして決算見込みによりまして余剰金が生じる見込みとなりましたので、減額の補正をするものです。その下、退職した保険者部分につきましても同様に決算見込みで余剰が生じる見込みとなりましたので、減額するものでございます。次に出産育児費でございますけれども、こちらにつきましても決算見込みで減額するものでございます。共同事業拠出金につきましては保険財政共同安定化事業拠出金の拠出額の確定によりまし

て減額措置をするものでございます。基金積立金につきましては利子額の方が確定しましたので、こちらを増額するものです。

9ページになります。償還金等ですけれども、こちらそれぞれの事業を額精算23年度分精算によりまして返還金が生じたので、財源措置するものでございます。

それでは、歳入の方の説明をさせていただきます。5ページをお開きください。国庫補助金でございます。歳出で説明しました補助事業です。70歳から74歳まで一部負担金の1割据え置きに伴います事務費等につきまして、補助が付きまして補助額確定によりまして措置するもので歳入見込みです。療養給付費等交付金につきましては、こちらは交付金24年の交付金確定に伴います減額というようになります。共同事業交付金、こちらにつきましても交付額確定によるものでございます。財政調整基金はこちら利子となります。繰入金です。国民健康保険基金ですけれども、財源調整のために取り崩すというようなことでございます。その下、保険基盤安定制度繰入金でございますけれども、こちら負担金確定によりまして減額するものでございます。雑入につきましては第三者納付金でございますけれども、交通事故等になった場合なんかにつきましては国保の方から一旦立て替えるというようなことがございますけれども、その納付金の方が増額したというようなことでの増額でございます。一旦ここで立てかえまして保険会社等に請求するというふうな内容になってございます。

以上、国保会計の補正につきまして説明申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番岩佐 隆君の質疑を許します。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。7ページの保険給付費の関係の今回の補正額の増ですけれども、一般保険者療養給付費の増、これについての要因、いろいろ制度が変わったりあと実際に人数等の関係も含めてあると思うんですけれども、その辺ご説明いただきたいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。医療費の増につきましては、全国的傾向なんかもありまして、年々伸びているというふうなことではございますけれども、自然増というわけではないんですが、年々伸びてきている中でその伸びがちょっと顕著であったというような形だというように推察されます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この要因についての分析してないの。一応5,658万3,000円なんです。人数とか、あと給付の内容とかこれは全体の24年度予算なり補正予算、これから当初予算に必ず反映して給付の見込みというのが一番大切になってくるんですよ。そういった前提になるものなので、きちっとどういう形で増の要因があるのか精査しないとこれからの予算編成する中でも非常に誤った見方になるという部分もあるので、その辺の要因がきちっと多分わかると思うんです、担当の方では。課長わからないかどうかわからないけれども。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。一定の分析はしているかと思いますが、ちょっと今回答しかねます。

議長（阿部 均君）増の要因は何かというのです。（「暫時休憩してきちっと答えをまとめてくれないと」の声あり。

暫時、休憩といたします。

午前 11 時 28 分 休 憩

午前 11 時 35 分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。時間をちょうだいしまして、大変申しわけございませんでした。

医療費の伸び等につきましては、それで特に著しく伸びている病名とか何かというようなことはございませんので、医療費の一部負担金免除におきます医療を受けやすくなった状況と方々、そういったものが若干入っているのではないかというふうに考えられます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。減免分と、あと要因的には本来であると12月の補正あたりで通常だと見込み、医療費の給付の見込みを出す。その中での増額補正をする。この時期の補正なので何か病人がいっぱいたくさん出て、そして医療費がいっぱいかかるといような状況があって対応したのかと思ったんです。通常と12月の補正とかで十分見込みで形状はできると思うんです。自然増とか、あと減免の関係だけで駆け込みで医療費がふえたということでもいいのかどうか。3月で終わりという形の中で、そういうことで考えれば考えられないこともないと思うんですけれども、その辺の状況どうなのか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今ご質問といいますかその中にもあったんですけれども、ことしの後半部分につきましては、ちょっと駆け込み的なところがあったのかなというふうな形で増が数字的にちょっと上がったというような部分なんかがございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。月どのぐらいかかってんの、医療費。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。月額で1,000万円ちょっとというふうな。すみません、1億円ちょっとです。1億1,000万円程度になります。月額で。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。月1億1,000万円がいいのか。間違いないのか。それで、月1億1,000万円だと今回の5,658万3,000円というのは半月分の金額だということなので、先ほどの要因だけでない部分もあるのかと思うので、担当課の方で十分精査しながら、先ほどお話ししたように全体の予算、補正予算も含めてこれからの本予算、ある程度医療費の見込みの中で対応する部分が出てくると思うので、十分精査しないと全体の国保の健全運営につながっていかないとと思うので、その辺について考えながら対応するようにお願いしたいということです。以上。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。療養諸費、一般の療養給付費についてなんですが、理由として駆け込み等々もある、減免が要因というようなお話でしたが、これに対する国県補助の歳入の部分についてはどのように考えればいいんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。減免に対する補助というふうな……。これにつきましては、一部負担金の減免につきましては補助等につきましては半年分だけ、9月末の分までしか国の措置がされないというようなことでしたので、下期につきましては考え方ということですので……。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。一般的な関係聞いたんだ。一般的な。当然療養給付費が出ればその構成は国県の申請見てもカバーしている部分があるというのと、あとその駆け込み分に

については当然減免分はちょっとそれはおいておく。一般的な関係で医療費、療養給付費これに対しての国県支出金というのは当然あると思うんですけれども、その辺の検討とかこの時点で検討はなされなかったのかどうかという質問です。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。質問の意味がわかりません。

議長（阿部 均君）医療給付費に対する国県の補助の内容でしょう。補助の内訳といいますかそういうふうな質問だったように記憶しますけれども。

しばらくお待ちください。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時43分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）保健福祉課長。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。どうもすみません。

まず1点、先ほどのご質問で給付費増の要因といたしまして駆け込み需要と申し上げましたが、駆け込み需要ではありませんでしたので訂正させていただきます。

療養給付費の実際の年間額の歳出に当たりましては、5月から12月までの8か月分の実績によりまして年間需要を見込んでおります。その不足額5,600万円を補正させていただきました。なお、5,600万円の財源構成につきましては2分の1が国県から補助されることになるわけがございますけれども、現在においては補助申請中ということでございますので、基金を取り崩して補填をしているということでございます。いずれ入ってくるというようなこととなります。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。5,000数百万円の何分の1かについてはいずれ入ってくるということは確認されました。その分、当然基金取り崩した分についてはまたそこに戻ってくるというふうに理解をいたします。今回のこの補正予算につきましては、非常にこれは最終の精算に近い時期でのことであるということでは理解をするわけですが、例えば保険財政、一般の医療費がそういう形で伸びたぞという中で退職被保険者に係る医療費の交付金減、それから保険財政共同安定化事業費交付金等が大きく後退減となっておりますが、この辺の当初の読みというものが多分こういった結果になるのかというふうに推察されます。このことによって当初の予算立てをするときにどうしても足りなくなって基金取り崩しというような形での対応になるのか。そのことによって基金高の設定がそこで決まる。多目に設定しておかないとその取り崩しの活用は難しいというような形でこの保険の財政、非常に縮こまったような形で高いレベルでのこの運営ということになるのかというふうなことがこうした結果から推察されるわけです。

その辺について、今後きちんと直接保険者と被保険者の関係にある会計なので、事業なのでこの辺をもう少し細かい検討を重ねて被保険者のことのも負担も考えた予算運営をするべきだということを提起いたしまして、この質問については終わります。以上。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第42号、平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第43号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第43号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,642万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,302万5,000円とするものでございます。

内容等でございます。まずは歳出の方からご説明申し上げます。6ページの方をご覧ください。こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。連合納付金決算見込み減というふうなことでございます。決算時につきましては、震災部分の分の考慮をしておらなかったための減額というふうな形になります。

歳入部分の説明をいたします。5ページになります。保険料につきまして特別徴収部分収納見込み額を5,000万円ほど減額いたしまして、普通徴収の部分で1,000万円ほどの増額というふうなことになります。これにつきましては、最終的には決算見込みというふうなことでございますけれども、一定の人数、特別徴収の方から普通徴収の方に移っているというふうな形になりますけれども、減免等がありまして納付額が変わったりしますと、1年間につきましては普通徴収でないと徴収できないというふうな部分がございます、このような形になってございます。

それから一般会計繰入金でございます。繰入金の額確定に伴いまして減額をするというふうなものでございます。

以上、議案第43号につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第43号、平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第6．議案第44号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第44号、平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ14億3,524万9,000円とする補正でございます。

それでは、歳出の方から説明を申し上げます。7ページの方をお開きください。介護サービス諸費につきましては、国県支出金の交付額決定に伴います財源内訳の変更でございます。基金積立金につきましては、介護保険事業基金利子の増額をするものでございます。

歳入の説明を申し上げます。5ページの方をお開きください。まずは、国県負担金になります。国の交付金額の確定に伴います減というふうなことになります。サービス給付費というようなこととなります。続いて国庫補助金になります。特別調整交付金の減につきましても、交付額決定によります減というふうなことでございます。介護保険臨時特例補助金につきましては、23年度分で24年度になりましてから判明いたしました減免等がありまして、それらについて増額するものでございます。支払基金交付金につきましては、被保険者に係る介護給付に対する交付金が額決定に伴いまして増をするというものでございます。県支出金の県負担金です。介護給付費負担金の減、これらも確定によるものでございます。財産運営収入につきましては、介護保険事務の基金の利子増でございます。繰入金につきましては財源調整としまして介護保険基金の取り崩し増でもって対応するというふうなことでございます。

以上、議案第44号について説明申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第44号、平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第45号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第45号、平成24年度山元町水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は消火栓の維持管理及び消火栓設置工事の一般会計からの繰入金についての調整並びにいちご団地に係る加入金の増を措置するものであります。

初めに1, 2ページをお開き願います。予算第3条に定めた収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益1項営業収益は繰り出し基準に基づく消火栓の維持管理に要する経費115万2,000を増額するものであります。2項営業外収益いちご団地に係る加入金など573万4,000円を増額するものであります。

次に、資本的収入でございます。1款資本的収入2項工事負担金は繰り出し基準に基づく消火栓設置に要する経費63万8,000円を減額するものであります。

最初のページにお戻り願います。第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入第1款水道事業収益688万6,000円を増額し、総額2億8,023万1,000円とするものであります。次に第3条、予算第4条中、資本的収入が資本的支出額に対する不足額1億5,746万8,000円は当年度損益勘定留保資金などを補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。

収入第1款資本的収入63万8,000円減額し、総額2億7,197万6,000円とするものであります。第4条、予算第9条中繰り入れする金額は記載のとおりであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。1ページの収益的収入の関係で営業外収益、補正額で573万4,000円、今所長の説明の中だといちご団地の加入金という形なんですけれども、これはどのぐらいのと人数分なのか。そして、実際にこの加入金、町が一応負担するという形、国からの復興交付金の関係でできるものなのかどうか。その辺の中身がわからないのでちょっと教えていただければと思います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。いちご団地の加入金でございますが、36人の方で41個の20ミリのメーターでございます。これについては、個人からの負担金ということで見込んでおります。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。36人分で40個メーターをつける。その中で20ミリの管だという形で今説明を受けたんですけれども、ちょっとその後の説明でこれは個人が負担するという形なのか、それとも町で今回の復興事業でやっていくということなのか。あくまでも個人だと思うんですけれども、その辺お尋ねしたいと思います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。個人の方から徴収いたします。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。36名で割ればこの数字になるのかどうか。20ミリでなく別

な口径でという形になってこのぐらいの数字になるのか。そして、これについて、例えば今回負担金、加入金の関係なんですけれども、加入金を一応もらって一応水道料使った分料金収入として出てくると思うんですけれども、その辺の今回の補正に入っているのか、料金収入の分は。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。36人の方で1人でメーターを2個つけている方が5人ほどいらっしゃいます。それで、20ミリでございますが、今回については加入金だけを措置しております、新年度で料金収入を見込んでおります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほどいちご団地の関係の前の繰り越しの関係の質疑でして、その中で出てきたのは今年度中に全部終わる。今年度ということはあくまでも加入金とあと料金収入発生してくるということなんです。間違いなく料金使うわけ。ただ、次年度メーターである程度使った量を算出して、次からのメーターということで25年度のそういった収入の分の予算になっていくのかどうか。その辺のちょっと確認と、あと実際にこういう形で来年度も25年度事業もやるんですけれども、補正をしながらやるという形の考え方が正しいのか。実際に私も前質疑したように、いちご団地の事業については24年度の事業の中で具体的に進む形の事業なんです。その事業の中で当初予算の計上、特に加入金の場合はずべきではないかと思うんです。それが今の時点ででるというのもちょっと問題だとは思いますが、その辺の考え方がどうだったのか。本来24年度事業ですから、加入金については動かないものです。それで、当初の予算の中で私はやるべき部分だと思うんですけれども、その辺が何か不都合があってこういう形になったのかどうか。今のもの2点お願いします。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。今回の41個分については、3月中にメーターを取りつけるということで24年度で予算措置しております。それで、料金発生については検針月が翌月になるということで25年度で料金収入を措置しております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。当初から24年度で見込んだということであれば24年度の当初で加入金の部分、今回の負担加入金の部分で当初予算で組むべきでないかというお話をしているんです。今回24年度でやるのを補正で出てくるというのは実際に加入したときに支払うという形の考え方で今回補正で出したのか。見込みだと通常だと24年度当初で今回の事業36人というの決まっているんで、それを加入金の見込みとしてきちっと予算計上すべきでないかというさっきお話ししたとおりなんですけれども、それが出てこないというのはどうなのか。予算計上上の話なのか。

副町長（平間英博君）はい、議長。一般会計との関係もございまして、私の方からご説明申し上げます。

いちご団地の造成、その後のハウスの建設については今年度は補正で対応させていただいたところがございます。ご質問のありました、当初で見込むべきという部分についても確かにご指摘の部分はあるかと思いますが、今後さまざまな復興事業を進める中で見定める、可能な限り当初予算で組ませていただいて、今回のように一般会計の方でハウスの建設について補正で取り組み始めておりましたので、加入金が計上するタイミング、その部分をタイミングを見ながら今回のようなケースについては必要に応じて当初予算、場合によっては補正ということで対応させていただくことにしてまいりたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。副町長の答弁で大体理解できた。ただ、本来であれば一般会計で補正したときに水道事業の会計も一緒に一緒の場面で加入金ですから、あと事業等進捗

同じですから、すべきだと思うんです。その辺は水道事業会計、あと一般会計、両方の事務担当者、きちっとお互い連絡とりながら一体的な方向で予算の計上する。その辺を心がけるべきだと思いますので、これから副町長言われるように事業進捗の中では当初予算、補正予算で組む、そういった復興事業の場面が出てくると思うんですけれども、できるだけ当初予算で組みながら全体の事務量なり全体の予算、きちっと把握できるような形にしていかないとどうしても補正で小出しにしていくと全体の予算がわからなくなるというのはちょっとあれですけれども、見えなくなる部分があるのでぜひその辺については十分注意しながらやるように指摘をしておきたいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第45号、平成24年度山元町水道事業会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第46号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第46号、平成24年度山元町下水道事業会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は繰り出し基準に基づく一般会計からの繰り出し金が増額したことから、増額するものであります。

初めに1、2ページをお開き願います。予算第3条に定めた収益的収入について申し上げます。1款下水道事業収益2項営業外収益は、繰り出し基準に基づく一般会計からの補助金200万1,000円を増額するものであります。

最初のページにお戻り願います。第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。収入第1款下水道事業収益200万1,000円を増額し、総額6億2,030万6,000円とするものです。第3条、予算第10条中繰り入れする金額を記載のとおり改めるものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第46号、平成24年度山元町下水道事業会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第47号から、日程第15. 議案第53号までの7件を一括議題とします。

課長等から説明を求めます。議案第47号については企画財政課長、高橋寿久君。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、黄緑の表紙の平成25年度一般会計予算書をご覧いただきたいと思います。おめくりいただきたいと思います。

議案第47号でございます。平成25年度山元町一般会計予算。一般会計予算の内容は次に定めるところによる。

まず今回の規模でございますが、歳入歳出それぞれ560億5,615万3,000円となっております。歳入歳出予算の区分及び区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算、1ページ以下の行になっております。ご覧いただければと思います。

続きまして、債務負担行為でございます。第2条でございます。地方自治法の規定に基づきまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額を第2表債務負担行為に定めてございます。

第3条でございます。地方債、これも地方自治法の規定に基づきまして起債の目的、限度額、起債の方法等々、第3表地方債に定めてございます。

第4条一時借入金でございます。地方自治法の規定によりまして、一時借入金の最高額は30億円と定めてございます。

歳出予算の流用でございます。第5条でございます。こちら自治法の規定に基づきまして各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を行います。

私の方からは以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第48号、議案第49号、議案第50号及び議案第51号については保健福祉課長、渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第48号、平成25年山元町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

25年度につきましては、歳入歳出の総額それぞれ19億7,635万5,000円と定めるものでございます。これとあわせまして、債務負担行為につきまして規定するもの

でございます。

それでは、歳出の方の説明から申し上げます。一応……。

失礼しました。3条一時借入金の額を1億円と定めるものでございます。

4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

議案第48条についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、続けて議案第49号についてご説明申し上げます。

議案第49号は、平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,033万5,000円と定めるものです。2項、歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。

以上、議案第49号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、第議案50号、平成25年度山元町介護保険事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億6,951万7,000円と定めるものです。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方税法第220条第2項ただし書きの規定により、歳入歳出の各項の経費の金額を利用することができる場合は次のとおりと定める。1号、保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

以上、議案第50号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第51号、平成25年度互理地域介護認定審査会特別会計予算です。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ716万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

以上、議案第51号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第52号、議案第53号については、上下水道事業所長、荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第52号、平成25年度山元町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

第2条は業務内容で、記載のとおりであります。

第3条は収益的収入及び支出の予算案であります。収入の部、第1款水道事業収益総額4億3,809万9,000円を見込んでおります。

支出の部、第1款水道事業費、総額3億6,039万2,000円を見込んでおります。なお、営業運転資金に充てるため震災減収対策企業債の借入れを行います。

次に第4条、資本的収入及び支出予算について申し上げます。収入の部、第1款資本的収入総額6億1,018万2千円を見込んでおります。支出の部、第1款資本的支出総額7億4,716万5,000円を見込んでございます。

ここで収入が支出に対して不足する資金につきましては、当年度分損益勘定留保資金及

び企業債等で補填するものであります。

次に2ページをお開き願います。第5条は企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率など記載のとおりであります。第6条は一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。第7条は予定の支出の項目の経費の流用の金額を定めるものであります。第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。第9条につきましては、他会計からの繰入金を定めるものであります。第10条は棚卸資産購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

以上、説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第53号、平成25年度山元町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

第2条は業務内容の記載であります。第3条は収益的収入及び支出の予算案であります。収入の部、第1款下水道事業収益総額6億6,289万6,000円を見込んでおります。支出の部、第1款下水道事業費総額6億4,443万1,000円を見込んでおります。なお、営業運転資金に充てるため民間資金からの企業債及び震災減収対策企業債の借入れを行います。

次に、第4条資本的収入及び支出の予算について申し上げます。収入の部、第1款資本的収入総額11億8,990万3,000円を見込んでおります。支出の部、第1款資本的支出総額15億5,572万8,000円を見込んでおります。ここで収入が支出に対して不足する資金につきましては、当年度損益勘定留保資金及び企業債で補填するものであります。

2ページをお開き願います。第5条は債務負担行為で、期間及び限度額を定めるものであります。第6条につきましては企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還は記載のとおりであります。第7条一時借入金の限度額35億円と定めるものであります。第8条は予算の流用を定めるものであります。第9条については議会の議決を得なければ流用することのできない経費を定めるものであります。第8条は他会計からの繰入金を記載のとおり定めるものであります。第11条棚卸資産購入限度額を100万円と定めるものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから、平成25年度予算編成方針並びに議案第47号から議案第53号までの7件に関する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理して議題外にならないよう、また答弁は簡明にされますようお願いいたします。

7番齋藤慶治議員の質疑を許します。齋藤慶治君、登壇願います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、総括質疑をいたします。

件名は1件であります。復興関連経費297億円の確実な予算執行をしていただきたい、その対策について伺うものであります。

25年度予算は復興、再生に向けてより具体的な事業実施予算であります。震災関連歳出は約492億円であり、全体の88パーセントを占めています。震災より2年が経過し、

よりスピードが求められる中、震災関連事業の年度内事業着手、早期完成に向けて万全の体制が求められていると思います。

1番目として、24年度予算においては先ほど質疑質問がありましたが、32事業約216億円を繰越明許しています。まず、その原因の分析について、概要についてどのような分析をし予算編成に当たっているかの要点をお伺いしたいと思います。

第2点として、25年度復興関連経費297億円の計上をしていますが、特に都市計画復興費、公営住宅建設事業費の確実な予算執行が求められています。その対策は万全であるか、マンパワー不足、入札不調等についていろいろな課題があると思いますが、その課題の対策についてどのような展開をお持ちかお伺いしたいと思います。

以上、1点について総括質疑をさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。齋藤慶治議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1の1点目、平成24年度予算における繰越明許費設定の原因分析についてですが、復興関連事業については平成24年1月から国等において継続的に事業費の査定が行われておりまして、事業認可の内示見通しが判明した時点において順次予算化をし、通年予算として一体的に復興関連事業の進捗を図っているところでございます。これは、ひとえに国県が被災自治体に対し年度の区別なく復旧・復興に関連する予算を迅速に配分する姿勢のあらわれであるというふうを受け止めているところであります。このようなことから、平成24年度の一般会計予算においては5月の臨時議会における東日本大震災農業生産対策交付金10億円の追加を皮切りに、本定例会に提案している一般会計補正予算案まで合わせると追加編成した予算総額は445億円となっている状況であります。

国や県を通じて配分される多額の予算が追加編成されていく中での事業執行においては、事業計画策定業務や実施設計業務等発注する際の準備作業が膨大な事務量となるとともに、資材の調達、あるいは関係者の合意形成等に不測の時間を有する事例が多く見受けられたところでございます。また、県発注の災害公営住宅建設においては4件の入札不調等が重なったことなど、年度内に完了するために必要な適正工期等の確保が難しくなったことも事実でございます。これらが繰り越し予算の増加を招いたものと受けとめているところであります。

次に2点目、確実な予算執行のための対策についてですが、平成25年度においては災害公営住宅の建設を初め、JR常磐線復旧事業や新市街地の整備、東部地区の圃場整備など膨大な震災復興関連事務事業の執行に係るマンパワーの確保のため、全国の各自治体に対し総務省スキームでの職員派遣要請を行っているところであります。また、独自ルートでの職員確保を図るべく、多様なチャンネルを駆使した要請行動に加えまして、私及び副町長等が関係自治体を訪問し、各首長等に対して直接職員の派遣協力を願ったところであります。なお、職員の派遣確保状況につきましては、まだ一部流動的な要素もございしますが、平成25年度においては本年度末と比較しますと8名増となる90名の派遣職員が確保できる見込みとなっております。

また、新市街地に係る膨大な事務量の処理に当たっては（株）オオバが受注した新市街地のCM業務において、同社が各業者間の調整や施工管理、監督業務を受け持つこととしておりますが、町との密接な連携を確保するため、役場敷地の一角に現場事務所を設置して業務遂行に当たらせるなど、事務執行に遺漏のないよう取り組んでまいりたいと考えて

おります。以上でございます。

7 番（齋藤慶治君）はい、議長。まず、第1点目の方の繰り越しが結構多い中の正直言って分析の中で町長からは何点かの指摘がありました。査定、認可、そして予算がついて全体的に遅れるというような私から見ると遅れている仕組みなのでも国としては予算をその年度中につけるというやり方で現在来ているということなのですが、今回の復興関係はきのうも丸2年ということが出ていましたが、より早く本当にスピード感が求められています。もう2年が過ぎてしまったのか。あと何年したら早く自分たちの方向性が住居等の方向性が見出せるという中で、国は予算等はそれなりに順調に配分してきていると思いますが、先ほどの膨大な事業量の中で全体にどうしても遅れているのが現実だと思います。そこで、再度まず、分析、1点目、この入札不調に関してせつかく計画を立てて予算がついて、いざ入札したらとる業者がない。そういうことになると黙って1か月から2か月が自然に遅れる。そういうことに対して町の対応、国県に対しての要望等の対策というのは十分なされているのか。その点をまずお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。復興事業の円滑な推進というふうなことで、これは基本的には各市町村と連携しまして町村会なり市町会を通じて、あるいはまた県を通じて国の方に被災地の現場の窮状、実態を強くアピールしながら改善改革を要請してきたというふうなことでございます。

7 番（齋藤慶治君）はい、議長。入札不調に関しては資材不足、積算単価の違いで応募に入札者がいない。一方、業界においては民間事業を含めて数多くの事業が抱えている。どちらも事実だと思うんです。ただ、その事実だけをあわせて事業が遅れては困るんです。そういう意味で当面入札に関してのより確実に執行できるような対策というのは、町長が今言ったような国県に対しての要望しかないのか。それとも、町独自というとおかしいんですが、そういう形の考え方はできないのか。ますます何か心配なんです。この莫大な予算つけても、実際どこまで事業がなるのかという点をまず再度お聞きしたいんです。個別の対応はあるかないか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。膨大な事業費、事業量を執行するというふうな点では常々申してまいるとおり、マンパワーとの整合性、ミスマッチのない状況をまず確保しなければならないというのが、これは自治体もそうですし具体の事業執行していただく建設事業者の方も同じような状況なんだろうというふうに思っております。そういう中でも少しでも自助努力を含めての円滑な事業執行という点で言えば、町としては先にいろいろとご審議をしていただきましたこのCM業務というふうなことで、できるだけ人的不足をサポートしてもらおうというふうなことでの業務の一部サポートしてもらおうこのCM業務、これの導入、これはまだスタートして日も浅いというふうなことがございまして、具体的にどの程度マンパワー不足の解消につながっているかというのはもう少し時間をおかりしなければならないというふうな部分もありますけれども、一定の効果が期待ができるのかなというふうには思っております。

7 番（齋藤慶治君）はい、議長。今町長からはなかなか町独自というとおかしいですが、何か抜本的な対策というのはちょっと回答がなかったんですが、現時点においては何かはしないと本当に予算がついても事業が執行されないのではいつまでたっても進まないという現実があると思うんです。そこら辺はもう少しいろいろな形の英知を町、県、国、いろいろな関連の知恵を絞っていかないとこの繰越金は本当に来年度もっと上がって、予算積みがあ

って、結果的に復興が進まないという事態を本当に心配していますので、そこら辺の英知の絞り方のはもっといろいろな観点から進めてほしいと思います。

それで、第2点、マンパワーの不足の関係でお聞きします。山元町、本当に全国から80何人以上の派遣職員、そして今度そのいろいろな調整役に当たったり下準備、資料をつくってもらったCMという形を取り入れて今そういう整備体制は進んで段々きてはいると思うんですが、正直言って私は議会サイドからするとこの実務の内容が見えてこない。町長からはマンパワー不足マンパワー不足という職員の方からも発信はされるんですが、どういうふうに人手が足りなくてどんな感じで今事業が進みづらくなっているのかという点で、まずこの人手不足の中で単にどの部署部署というのは言いませんが、そこら辺のどんな箇所でもという分野でも人手がもっと必要という問題提起を具体的にしてもらわないと、私ら議会サイドとしてもマンパワー不足以上の内容がなかなか知り得ない。そこら辺は同じ共通理解の中でそれはもう少し執行部の方からも発信してもらってもいいのかと思います。その点、ちょっと町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の復興業務の増大というふうなこともこれも当然あるんですけども、まず基本的に平常時におきましても各自治体における一般会計なりの予算の規模、あるいはその自治体における職員の数、これをもう少し共通理解していただけるとまずありがたいのではないかとこのように思うわけでございます。

名取市さんなんかでいくと、大体平常時は一般会計で250億円ぐらいです。消防を直接やられているというような部分もあったりもしますので、単純ではないんですけども大体600名近い職員がいらっしゃるわけです。そういうふうな平常時における、一番いいのは私どものような類似の財政規模での業務とかそういうのを見ていただく。私らの分析してみますと、大体宮城県の平常時における一般会計の予算を一般行政職で1人頭の分担当量といいますか受け持ち量といいますか、大体5,000万円前後でございまして。今これを復興の場面に置きかえますとこれが相当ふえていますから2億5,000万円から3億円ぐらいまでいっているのではないかとこのように思うんです。もちろん、割り引いて考えなければならぬ側面もございまして。発注の規模が大きくなっていると方々、まず基本的にはそういう大まかな状況をまずご理解をいただきたいということが一つ。

それから、今まで我が町としては災害が極めて少なかった、あるいは投資的経費も少なかったということでの業務量、まちづくりの業務量が極めて少ない、あるいはその業務の内容にしても今回のような面的整備というような部分がほとんど経験していない、そういう側面も多々ある。いろいろな業務を同時並行的に処理する中で、一つ一つ確認、勉強しながらというふうなことではなおおぼつかないような状況がございまして。一定の経験を有する他の自治体の皆さんの力強いご支援をいただく中で何とかここまで来られている。端的に言うともそういう状況でございまして。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。具体的な内容をより発信することによって、この問題の中身を単に修飾的な言葉ではなく理解するというのも、私どもも大事だと思うし、町長ももう少しマンパワー不足だけではなくもう少し具体的な話の中で進めてもらえばより理解がされるのかと思います。

それでは、25年度の都市計画復興費170億円というのが今回予算計上されています。中身は附属資料の方に載っていますが、これを執行するためにはまず用地、繰り越ししている用地で用地を買収し、造成し、そして建築に入らなければだめです。その前に事業認

可、そろそろなったかどうかはそろそろと思うんですが、そういう順番がなければ一挙に予算についても建築はできないと思います。そういう意味で、今どの問題が最大の課題であるのかというのを随時、明らかにしていけないと今どこまで進んでいるのかなんていうのが見えてこない。まして、この25年度の約170億円の予算というのはそれぞれ造成費が計上されていますが、用地の関係、そろそろ用地買収の方、スタートできるのかどうか。そこからスタートしていかないと造成にはこぎつけられないという面がありますので、その経緯だけ簡単に今の現状だけちょっと教えて、内情を現状のスケジュールとちょっと説明をお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。平成24年度は本格復興に向けての準備段階だというふうなことで、これまでもお話をしてきました。そこには、例えば市街地を形成しようとするときにどういふふうな規模、内容にしていくかというふうなまずその骨格を決めなければならない。あるいは地盤条件がどういふふうになっているんだという地質調査とか、そういうふうなことを経てようやく事業に向けての事業認可、その前にももちろん都市計画の決定という場面もありましたし、今議員ご指摘いただいた事業の認可という部分もございます。これは今週中にも事業認可いただける見通しがつきましたので、こういう1つ1つの場면을クリアしてきて初めて次のステップである用地取得に進めるということでございます。

もちろん、用地鉄道対策室を設ける中で用地取得に向けた諸準備も並行して、着々と進めてはきておりますけれども、いずれ先ほど申し上げましたように、こういう大がかりな面整備、面開発という経験がない中で、職員がみんなが力をあわせながら同時並行的に今言ったもろもろの業務、その下準備を進めてきて、ようやく本格的な事業着手に何とかこぎつけられたというふうな状況でございます。

これからも用地取得という部分、あるいは用地の造成というふうなこともございますし、あるいは街並みをどういふふうにしていくとか、公営住宅500戸以上の公営住宅をどういふ順番でどういふタイプのものをと、いろいろなものが出てくるわけでございます。それを一つ一つ、例えば公営住宅で言えば部屋のタイプなり壁の色、屋根の色、いろいろあるわけでございます。それは一定の考え方のもとに町民の皆さんに、あるいは議会の皆さんにもご理解いただけるようなそういうステップを経てようやく入居完成というふうになるということでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。先ほど都市計画費でも175億円、これはほとんど造成費の関係、災害公営住宅でも約65億円ぐらいの予算計上が25年度で今予定されているということなので、そこら辺の予算を執行するために、まず用地買収の方に町を挙げて、町民挙げて理解してもらって進めないと、次の造成の段階には入れないというのが現実なので、そこら辺の、今町がどの問題を1番やらなければならないかというのはもう少しいろいろな場面でアピールし、問題点を共有しながら進めていったほうがいいのか。執行部は、私ら議会サイドも大体现状、こういう場面で何回も勉強したり調査したりしていますからわかりますが、全体的に町民全般からすれば今何やっているのか、目につかない。物理的に目に入って初めて理解するというものがありますので、そういう点では進行状況、または課題点、問題点をきちんと明示して同じ方向で問題を解決していかないとこの大事業は予定どおりいかないとしますので、そこら辺、十分にまず検討しながら予定どおり進むような形で進めていってもらわないと復興が遅れるということになりますので、町長はよろしくこの点を全力でやってほしいと思います。

町長から最後にこの件についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに町としてもう3年目に入るわけですので、皆さんに少しでも復興をしているという実感を、いろいろな場面を感じ取ってもらうことが大事なのかというふうに思っております。そういう意味ではこれまでもそれなりの復興までに向けたプロセスといいますか過程をご説明してきたつもりでございますけれども、もっと詳細な復興の工程表といいますかそういうものもお示しをする、あるいは要所要所で復興の状況を直接説明する現地見学会なども開催をしてみたいというふうに思います。おかげさまで、先般地元紙の方で被災地の健康問題なり復興状況の実感を意向調査した中では、町内、他の市町村と比べるとそこそこの反応をちょうだいしておりましたけれども、それに安住することなく議員ご指摘のとおり、少しでも実感してもらえそうなそういう復興、まちづくりに邁進していきたいというふうに考えております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。先日8日、復興庁の方から第5次が内示されたという新聞等になっているんですが、これは予算の中にもう入っていることなんでしょうか。それとも、今後正式に内示を受けた中でまた臨時議会等で追加になる額、というのは、今回は要求より多くいろいろな意味で要求より103.7パーセント、111億1,000万円、新聞発表ではそういう内容になっています。そこら辺が、これが25年度の予算に入っているかどうかだけお伺いして、私の総括質疑を終わらせていただきます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今回復興庁から内示されました5次分につきましては、既にお知らせという形で当町の方にも情報が入ってきておりましたので、その内示に基づいて25年当初予算及び今回の補正予算にも計上してございます。（「終わります」の声あり）

議長（阿部均君）7番齋藤慶治君の質疑を終わります。

---

議長（阿部均君）この際、暫時休憩いたします。再開は午後2時15分とします。

午後 2時07分 休憩

---

午後 2時15分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

暑い方は上着をお脱ぎになっても構いません。

---

議長（阿部均君）13番後藤正幸君の質疑を許します。後藤正幸君、登壇願います。

〔13番 後藤正幸君 登壇〕

13番（後藤正幸君）はい、議長。それでは、私の総括質疑を行います。

私は予算を見て心配されることについてお伺いしますので、中身は余り触れたくないんですが、簡単にお答えをお願いします。

それでは、申し上げます。一般会計560億円の主な事業、100億円以上のものを取り上げてみますと、震災復興交付金関係の事業が233億円、災害廃棄物処理関係事業が、運搬とか2次処理等を含めると190億円、それから津波復興拠点整備関係の事業が103億円等々、復旧・復興関連予算がこの560億円の約90パーセント近くがこれだということでございます。この復旧・復興対策事業費の財源については、震災復興交付金と震災復興特別交付税で措置されております。その大部分は財源確保されているものの、新

市街地整備事業等事業規模が大きく、アンケートや個別聞き取り等で計画しております。

そこで質問なのですが、これの一部、補助対象外経費が発生した際の財源確保が難しくなる可能性があると思料されます。その対策について伺います。第1点目。

第2点目は、敬老祝金についてであります。この敬老祝金の予算は前年度がおよそ1,200万円、その4分の1の330万円であります。前年度比で約880万円の減少となっております。これは前年まで77歳及び85歳以降毎年3,000円、90歳以降毎年2万円、95歳以降毎年3万円、そして90歳で5万円で、100歳で10万円というように支給していたのが、本年度の予算を見ますと77歳で5,000円、88歳で1万円、99歳で5万円、100歳で20万円というように節目というかこの4回だけの支給としたためであります。財政上考えていることはわかりますが、このような災害時であります。改正しなければならない理由はわかるんですが、これを段階的に減額するよう考えられないかどうかということ町長にお伺いいたします。

以上です。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）後藤正幸議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、復旧・復興対策予算における補助対象外経費が発生した場合の財源の確保対策というふうなことでございますが、まず基本的な点を申し上げますと、この復興交付金事業、まず町が採択を希望する事業について復興庁の事前ヒアリングにおいて説明をする。そういう中で交付金事業としての妥当性等に関して復興庁の見解を確認し、極力補助対象外経費が生じないように調整を行った上で交付申請を行っているというのが基本でございます。

具体にご指摘のあった新市街地における住宅団地、あるいは災害公営住宅につきましては、これはご指摘の昨年以降に行った最終意向調査の結果を踏まえて必要な戸数を算定している。そして、これをもとにした造成、建設工事を進めているということでございます。今後、意向調査の時点修正を適宜行うなど、調査内容の精度向上に努めてまいりたいというふうに思います。そういう中で空き宅地なり空き部屋の発生を極力抑えながら、復興交付金にて対応できるように努めてまいりたいというふうに思います。

そういうふうな努力する中でも、このほかにもいろいろ復興事業を具体化する中では補助対象外経費が発生する場合も想定されるかと思えます。そういう中で、補助対象外経費が発生した場合の最終的な財源確保対策の手法としては、適債性ということで地方債、これが担保されるような造成工事なり建築事業等についてはそういう地方債の発行により対応することになるわけでございますけれども、将来の公債費の負担の増嵩が懸念されますことから、最小限の負担に食いとめるということを念頭にしつつも、復旧・復興事業進捗に努めてまいりたいというふうに考えてございます。いずれ、財源の確保対策については、基本的には復興庁、あるいは監督官庁との連絡調整を密にしながら各種復興交付金事業等を有効活用しつつ、極力補助対象外経費を生じさせないことを基本といたしまして、各種復興事業の遂行に取り組んでまいるのでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから2点目の敬老祝い金でございますが、町の老人福祉施策として敬老の意を表するということで77歳と85歳以上の高齢者の方々へ敬老祝金、または記念品を長年にわたって支給してまいったというようなことでございます。そういう中で、近年の本格的な

高齢化社会の到来等による社会情勢の変化ということもございまして、他の市町村におきましても祝金制度の見直し等が進んでいるところでございまして、本町においても震災後の厳しい状況の中ではございますが、今後の高齢化も踏まえた敬老祝金の見直しを行うというふうなことで今回提案させていただいたところでございます。

今回の見直しに当たりましては、支給条例の趣旨である敬老精神の高揚なり、あるいは老人福祉の増進の視点というようなことで、長寿社会対策基金を原資として喜寿、米寿などの節目節目での支給に改める。一方で、80歳前後の高齢者の方が肺炎で入院することが多いという調査結果もあるものですから、このことを踏まえて肺炎球菌の予防接種事業という新たな事業の展開をしながら、高齢者福祉対策に対応してまいりたいということでございます。ご提案のありました段階的な減額、激変緩和というようなことも大事でございますので、経過措置等を設けるなどして段階的に新制度に移行するように調整してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。ただいまのお答えを、第1点目を私なりに頭にインプットしたのを繰り返しますと、計画は国のヒアリングを受けて十分精度の高いものにしていくから余り心配するな。最悪でも地方債等で対応できるよう努力する。その場合、交付税等で戻ってくるんだから余り心配するなというようなお答えだったと思います。それで、いい答えいただいたんだからそれで終わりなのかもしれませんが、もう一つつけ加えさせていただくと、この提案されている一般会計を歳入面で見ますと、町税、各種譲与税等一般財源が約35億9,000万円、そして特定財源は災害対策廃棄物処理事業等国庫補助金が、それから地方債、それで440億円を見込んでいる。その他として、交付金事業に伴う震災復興特別交付税約76億円、以上の財源を充たしてもなお約9億円の財源不足となっております。臨時財政対策債で約2億8,000万円を調達し、財政調整基金から約5億9,000万円を取り崩してこの収支の均衡を図っているというのがこの提案であります。

以上のことから、より精度の高い計画を立て、補助対象外経費の発生を極力抑えるという努力が必要と思うが、もう先ほどの答えでも十分なんですけど、もう1度さらなる決意をお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申しましたように、今の復興交付金制度の中では基本的にはさまざまな国の支援をいただく中でほぼ100パーセントでの事業が大半でございます。そういう制度を限りなく活用しながらやらなければならない、やりますということでございますし、一部例外的に公営住宅等での補助対象外の部分が出てこようかというふうに思いますけれども、その辺を極力少なくするような、そういう努力はいろいろ工夫してやっていきたいというようなことでございます。先ほど財調の取り崩しもご紹介していただきましたけれども、膨大な事務事業を執行する中ではほぼ例年ベースとそう変わらないような基金の取り崩しというふうなことでございますので、そういうふうなことで安定的な財政運営に引き続き取り組んでまいりますので、ぜひ執行部の方にその辺お任せをいただければありがたいというふうに思います。

13番（後藤正幸君）はい、議長。続いて、2番目の敬老祝金についてお伺いしますが、先ほど前向きに段階的に考え直してもいいと明確なお答えをいただきましたし、それからこの私が総括でこの文書を出したあと、きのう総務常任委員会がありまして、きのうの5時15分からそのときもこの改正の方向性というのが具体的に総務常任委員会に示されました。それで、その方向性でぜひ進んでほしいということを訴えて、その後のこの総括での私の質

間はこれで終わりたいと思います。お願いします。

議長（阿部 均君）後藤正幸君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）3番岩佐哲也君の質疑を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、25年度予算編成に当たりまして、町長のこの予算編成に対します思い入れといいますか基本姿勢、その部分について2点ほどお伺いするものであります。

まず1点目は、昨年1年間町議会本会議、あるいは臨時議会その他議会におきましていろいろ質疑応答、質疑させていただきました。そういった部分で、今年度に繰り越しといいますか今後検討する、あるいは前向きに検討する、あるいは次年度の予算でというふうな部分も何点かあったろうと思いますが、昨年度の議会で今後検討することになっていました案件、そういったものの予算化をどんなふうはこの予算に組み入れるのに指示したのか、あるいはその辺の基本施設についてお伺いするものでございます。細部については各課担当のミーティングで聞いていきますが、町長の基本的な姿勢をお伺いするものであります。

2点目、町長就任後丸3年たちまして、予算編成としては第1期分としては今回が最後の予算編成であろうと思います。そういったことも含めまして、選挙公約に挙げましたものでもし未達成、未実現のものがあればそれをどんなふうにも今後実現しようということ今年度の予算に組み込んだか。町長の思い入れ、具体的にどんなふうにも部下に指示されたか。この部分について、以上2点、お伺いするものであります。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、昨年の議会における継続案件、検討案件、これに係る予算化ということでございますが、平成25年度の当初予算編成に当たりましては、東日本大震災から2年が過ぎようとしている中で町の震災復興計画における再生発展に向けた復興基盤を構築する年度である。そして、被災者生活と生活基盤等の復旧に取り組むことを最優先として重点配分するとそういう方針のもとで予算編成をしてきております。

具体的には、被災者支援関連として本年度に引き続いて応急仮設住宅の入居者に対する配食サービスであるとかサロン事業を展開するサポート拠点事業等の継続事業、これに加えまして新規事業として仮設住宅入居者の健康相談会等を実施する仮設住宅入居者健康支援事業に取り組むものでございます。また、生活基盤の整備等関連事業といたしましては、震災復興関連における重点プロジェクトとしての新市街地形成事業関連予算に加えまして、幹線道路等の整備経費を計上するとともに、本町の基幹産業である農業復興関連予算についてもいちご団地化整備事業に加えまして、新たに圃場整備に要する調査経費や稲作の復興を図る農業用の施設整備事業等、いわゆる農機具等のリース事業、これに取り組むための経費を優先的に措置しているところでございます。

厳しい財政状況の中での予算編成でありますことから、議会において継続検討することとしておりました全ての案件について、予算化することは困難でございまして、復旧・復興関連事業を優先的に予算化しておりますので、その点、ぜひご理解いただきますようお願いをしたいというふうに思います。

それから2点目の選挙公約の中でまだ取り組みしていない、未取り組み分の今年度の取

り組みということですが、私の選挙公約に基づく3つの重要施策、1つは少子高齢化対策の推進、それから交流拠点整備の推進、それと高齢者対策の推進というふうなことでございますけれども、これらの公約のうち、平成23年度、あるいは24年度から予算化している施策もございまして、今回提出した25年度の当初予算、この中で新たに予算化している事業としては絵本の配布事業とか高齢者の肺炎球菌予防接種事業、こういうものを計上しているということでございます。しかしながら、今はまず東日本大震災からの復旧・復興に全力を挙げる時期であるというふうなそういう考えでございますので、今回の当初予算におきましてはあくまでも復旧・復興を事業を中心とした震災復興計画上の行動計画に位置づけた事業を何よりも優先して予算化している、そういう状況であるということをご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

3番（岩佐哲也君）はい、議長。今震災復興関連に重点を置いて、これは当然でございます、金額を見ても大幅な85パーセント以上の功績になっているということでこれは当然でございます。そこで、昨年議会でもいろいろ討議、あるいは同僚議員からもありました1つには国保税の引き下げというようなことの検討をどうかというのが今度の予算でも取り入れていただいて、こういった面は前向きでとれていただいても大分あるだろうということで私も評価しているところで、そしてまた4日の町長の説明の中でもありました。交流にぎわい創出10万人という目標を掲げてやっていくんだということで、これも我々も議会でも2回ほど私も取り上げさせていただいた。前向きで議会との議論を予算編成に反映させていただいているのかということで評価しているところでございます。

しかしながら、もう1点、町長の4日の方針にもありますとおり、各行政区に出向き町民との皆さんと膝を交えて意見交換を行う。山元町ふれあいトーク、これを通じて承った意見なども反映させましたということを書いてあるわけで、議会も私らも町民と常日ごろ触れ合って意見交換し、現場に行き現地の意見を聞き、なおかつ他市町村はどうか、法的には国県の支援などは法的にはどうなっているのかの調べた上で議会で取り上げて真剣に質疑をさせていただいているわけでございまして、そういった部分で必ずしもその議会で結論が出ない問題の多にして当然でございます。そういった問題の積み残しと言いますとあれですが、検討課題、町のために町民のためにいいと思って取り上げた議題を取り上げているわけでございますので、検討課題になっているようなものがあれば翌年度はぜひとも予算編成の段階にはもう1度見直し位置言っていただいて、翌年度の今度で言えば25年度の予算に組み入れるとそういう姿勢をこれは町当局の事務方の方にもお願いしておきたいということで、基本的な考え方をそういう考えだと持っているんですが、今後ともこういうことに関してはどんなお考えかお伺いして次の質問に入りますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。議会での議論、あるいは町民の皆様方からの意見要望を踏まえた予算編成というふうなことでございますが、基本的にはそういう姿勢を大事にしながら予算編成なり町政運営に当たっていきたいというふうに思っております。岩佐議員から直接ご提案ちょうだいした部分とはちょっと外れるかもしれませんが、例えば住民懇談会の中でも、ふれあいトークの中でも、行きましたのは長年その地区の排水問題に悩んでおったという部分、あるいは町が保有している児童公園といいますかグラウンドといいますか、そこに通ずる進入道路、これは実は何年も前に用地を確保しておったんですが、全然道路の開業というところまで進めていないというような問題等、これまで積み残しされていた

部分について、関係は少ないかもしれませんが、極力問題意識を持ちながら今回の予算にも計上させていただいておまして、何とか少しでも皆さんからの声を踏まえた予算編成なりに、その実現を図っていきたいというような思いで取り組んでいるところでございますので、いろいろな復興事業、目白押しの中でご期待に沿いかねる部分もあるかというふうに思いますけれども、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

3番（岩佐哲也君）はい、議長。そういったことで、我々も住民とよく打ち合わせの上に住民の意見を反映させるべく議会としてこの議場で取り上げているわけでございますので、ぜひとも今後ともそういう趣旨をご理解いただきましてできるもの、できないものあろうかと思いますが、予算編成時には特に1年間を振り返りながら見直ししていただくということをお願いをしまして、次の質問に移ります。

2番目、町長就任後3年ということになりますが、この間、初年度の予算編成に当たっては前町長の流れでご自分の政策はなかなか思うようには入っていなかったのではないかとこのことを思います。町長就任後2年目には大震災ということで、大幅に条件がすっかり変わってしまったということで、予算編成は先ほど話がありましており復旧・復興に重点を置かざるを得ないということで当然でございますが、そういったことである。3年目といたしますか、今度が初めて本格的予算、ご自分で組む本格的予算、しかしながら復興予算が中心。しかし、復興、こういう災害があったからこそやらなければならない、やったほうがいいのではないかとというような問題もある。一例を挙げますと、例えばマンパワー不足、先ほどの同僚議員からもありましたマンパワー不足ということ。人をふやすということが当然必要ですが、人をふやすとまた別な発想で、一種行革という観点からも言えるんですが、仕事を減らすということも。

何を言いたいかといいますと、例えば指定管理者制度で歴史館であるとか少年の森であるとか、あるいは体育文化センターの管理であるとか、例えばこういう仕事は指定管理者で外部に出してその職員を別な部分で使うとかいう意味の仕事を減らすという語弊ありますが、仕事を振りかえてやるという、指定管理者に移行するというのも一つの方法であろうと思うんですが、この予算見ましたら残念ながら今回入っているかと思ったら入っていなかったんで、あえてちょっと細かい話で申しわけないんですが、こういうことも考えられるのではないかとということで、そういった意味も含めて行革という一環でもありますし、これも町長の公約にも入っていたと思います。

あるいはシルバー人材センターをやるということもありました。これは町の担当ですぐやるといってもなかなか、外注に出して調査してやるにしたって2年かかるんです、事前調査というのは。事前調査に100万円ずつ国から補助も出るとそういったものを有効に使って3年後には、あるいは震災で実現見通しがついた段階ではシルバー人材さんを立ち上げるとかというようなそういう政策もこの中に入っているのかと言って見ていたんですが、どうもわかりません。これから詳しく各担当の方に聞いてみないとわからないので、どうも余り入っていないような雰囲気だったのでちょっと聞いたということで、細部につきましては各課のヒアリングの中でお尋ねしていきますので、そういったことも含め町長の思い入れといいますか公約の中でぜひこれだけはというのがもしあれば、最後にお聞きして私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のとおり、急がば回れといいますか忙しいさなかではありますけれども、いろいろ郷土のまちづくり的な視点観点で町の広い人材を活用してのまちづく

りというふうなこと、大変大切な視点だというふうに思います。大変私も歯がゆく思いますのは、なかなか急がば回れで先を見て人材センターの立ち上げでありますとか、指定管理者の問題とか、その問題に取り組みればよろしいのでございますけれども、なかなか現状、そこまでも手が回らないという実態がございます。その点は大変申しわけなく思うわけでございますけれども、その辺ご理解いただく中でこの状況を見ながらできるだけ指定管理なり、シルバー人材センターの立ち上げなり、当初予定していた方向性を早く身近な形にしていければというふうに思いますので、少しお時間をおかりしたいというふうに思います。

3番（岩佐哲也君）はい、議長。チーム山元と再三言われているわけですから、町内でやれるものはどんどん町内、町民の協力を得て指定管理者なり何なり外注に出してでも復旧・復興に向けて努力していただくということをお願いしまして私の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）3番岩佐哲也君の質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君の質疑を許します。佐山富崇君、登壇願います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。平成25年度の予算案のうちから一般会計で2点の総括質疑をさせていただきます。

1点目、町民税3億4,496万6,000円、対前年比21パーセントの減という見込みのようではありますが、個人町民税は対前年比約30パーセントの減、法人町民税は61パーセントの増と見込んでおられる。納税義務者の減というのが私としては大変心配をいたしております、この程度でおさまるのかしらと。町民がどんどん流出しているこの時期でありますので、30パーセントの減で大丈夫なのかという点と、それから法人町民税につきましては地元企業、大きい仕事はほとんど下請けでやっている。そういうような状況で61パーセントの増が見込めるのかしらという心配があるわけでありまして、その点をまずお伺いしたいというのが1点でございます。

2点目は、3款3目の老人福祉費の4億3,498万1,000円、対前年比2,012万8,000円の減、8節の報償費が議案11号、12号の条例議案に連動するものかと思うわけであります。その中で、町長は11号、12号の説明にありまして、新たな高齢者福祉施策の充実を図るためとしておりますが、私は充実というよりは残念ながら後退と言わざるを得ないのではないかと思うわけでございます。まず、率直なご答弁をいただきたいものだとということでございます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、一般会計歳入の町民税の見込みの個人町民税についてですが、24年度の当初予算と25年度の予算を比較いたしますと、確かに約30パーセント減となっておりますわけでございますが、これは24年度の当初予算の編成時点では申告前であった東日本大震災の影響による雑損控除額等が見込めなかったために、24年9月定例会で予算を減額補正させていただいたところでございます。そして、25年度の当初予算を見込むに当たりましては24年度の9月補正予算の納税義務者と比べまして、均等割では545人の減になっている。あるいは所得割では236人の減を見込んでおりますが、雑損控除の繰越額が毎年減少していくことから、24年度の原形予算と比べますと345万円増額となります。

また、法人の町民税でございますけれども、震災復興事業等によって法人の現場事務所が設置されたことから、増額を見込んでおります。法人町民税のうち、法人税割はこれまで過去3年間の平均から見込み額を算出しておりましたけれども、新年度の予算編成時には24年度の決算見込み額が23年度の決算額より約52パーセント増加をしている。そういうようなことがございまして、当該調定額の7割を見込んでいるというようなことでございます。同じく、近等割額についても平成24年度の予算額より約32パーセントの増加を見込んでいるというふうなそういう考え方でございます。

それから2点目の老人福祉費についてでございますけれども、これはご案内のとおり敬老祝金については原資となる長寿社会対策基金を取り崩して支給してきたというようなことでございまして、近年本町においても高齢化率が上昇している、そしてまたこの震災によって人口が減少する中でも25年度の敬老祝い金の支給見込み額、これは震災前の平成21年度を大幅に上回る事となるというふうなことで、原資となる長寿社会対策基金の残高が平成29年度には枯渇することが見込まれるということでございます。このことから、長寿社会対策基金を原資とする敬老祝い金の見直しを行うことといたしまして、その見直しに当たりましては支給条例の趣旨である敬老思想の高揚、あるいは老人福祉の増進の視点に立ちまして、喜寿、米寿などの節目節目での支給に改めるとともに、80歳前後の高齢者が肺炎で入院が多いという調査結果をもとに、肺炎球菌の予防接種事業という新たな事業の展開を考えてまいりたいということでございます。

ご指摘のありましたこの老人福祉費が4億3,400万円余で、対前年比で約2,000万円減ということでございますけれども、これの内訳として介護保険事業、あるいは後期高齢者の医療保険制度への繰出金の減、これが1,600万円ほど含まれておるわけでございます。さらに、養護老人ホームに関する扶助費については440万円ほど増となっている部分がございます。そして、具体の報償費でございますけれども、敬老金の見直しに伴いまして、確かに8,500万円ほどの減というふうになっているわけでございますが、社会福祉費の復興推進費の方に13節の委託料として先ほどご紹介いたしました肺炎球菌絡みの140万円ほどの予算を計上させていただいておりますので、総額的には差し引きしますと約700万円程度の減というふうなことになるということでございます。

なお、先ほど後藤議員さんからもご指摘のあった祝い金の見直しの際の経過措置の検討も踏まえて、段階的にこの新制度に移行するよう調整してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。1点目のあれはつまりは雑損控除が少なくなってくるから、そんなに響かないだろうというふうに見込んでおるといふご答弁をいただきました。それは言えると思うんですが、町民が現に減っているということをどういふふうに見ているのか。その分での減り方はどういふふうに見ているかをお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。その辺の人口減少の絡みとの関係での税収の関係、担当課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

税務納税課長（平田篤司君）はい。ただいま町長の答弁の中でございましたように、均等割で545人、所得割の方で236名という減でございますが、実際に議員ご指摘のとおり、町民が流出したことによって税収の減は、これは間違いなくあると思っております。当税務課で予算編成時に見込んだ分につきましては先ほどご答弁申し上げました24年9月補正予算時点と25年見込みで給与関係で約460万円の減、並びに年金関係でも約370万円

ほどの減を予測しまして、それらについてまた新たに先ほど雑損控除でふえてくるもの、控除が減ってきておりますのでそれらの人数等も加味いたしました額が雑損のふえる分です。今まで減っていた分が雑損控除になった部分でふえてくる分が約2,300万円ほどの増という形で、それをいろいろな業種をまとめてこの額で計上させていただきました。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまり、個人町民税30パーセント減の見込みは十分自信があるかどうかというふうに理解していいのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

税務納税課長（平田篤司君）はい。議員さんご承知のとおり、今現在申告相談中でございます。実際25年度確定してまいりますのは6月ごろということになってきますので、間違いのないかということでございますが、ある程度下目に、確実な見込みを立てたということで私たちは理解しております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。十分これで小さく見積もったんだというお答えのように受け取りまして、自信があるとそういうふうに答えたのだというふうに理解をいたします。間違いのないように。

それから、法人町民税についてなんですが、現場事務所、つまり元請の現場事務所があるから平均割等あれば見たって61パーセントの増も、これも自信があるとこういうふうにお答えになったのかと思うんですが、改めて確認をしておきます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。法人税の見込みでございますが、平成24年度11月現在で今現在申告いただいております業者数、それによって均等割の算出ということと、もう1点は法人税割につきましても今現在の大体調定見込み額のうちの70パーセントに見込んだということでございますので、申告によって若干の変わりはあるかと思っておりますけれども、できるだけ内輪に安全な範囲で見込んだと考えております。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、確認をしているんです。つまり、安全な中で見込んだということは自信があるとこういうふうに理解していいんですね。

税務納税課長（平田篤司君）はい。現時点ではそのように考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。いずれも自信があるということ、大変心強く思いまして、1点目については質疑を終わります。

2点目、先ほど来から、つまり13番の後藤正幸議員が質議したのにも答えをいただいたということで、段階的にということについては十分理解をいたしました、報償費。ただ、私は率直にお金がないからと言ってほしかったんです。そうであれば、それで質疑は終わろうかと思ったんですが、そういうおっしゃりようがないので、ただ、一部ありました。29年度に枯渇する、そういうことをおっしゃったんですが、充実を図るという言葉はおさめないとあえてまだ言っているというような意味からまだ確認します。率直に大変だから、今後財政上というお答えがいただきたいんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的に限られた予算の中での福祉施策、町政運営、どういうふうにやっていったらというようなこともございますので、そういうものを懸念しながらの予算編成、予算措置というふうなことでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。率直なお答えをいただきました。わかりました。

ただ、もう1つだけお伺いというか申し上げておきたいんですが、あの条例では商品券で支給するというのが77歳と88歳でしたか。私の記憶、もし間違ったらお許しいただきたいと思っております。私は年寄りに商品券でなく現金でひとつ支給をしてほしいものだと思います。

うんですが、町長のお考えをお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。支給するという表現ではなく、支給できるというふうなたしか表現、規定になっておりましたのですが、町としてはこれまでもいろいろこういう場も含めて議論させてもらっている中で、なるだけ地元で少しでもうまく回るようにというふうな思いもあるものですから、そういうふうなことでの執行ということでご理解いただければありがたいと思っています。

12番（佐山富崇君）はい、議長。十分そのこと私もわかっておりながらの質疑でございます。ただ、あえて年寄りでございますのであの条項は外して現金で支給してほしいということの私の気持ちでございます。あえて町長にもう1度お願いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。庁内でよく検討しながら具体的な執行に当たってまいりたいというふうな思いです。（「終わります」の声あり）

議長（阿部均君）12番佐山富崇君の質疑を終わります。

---

この際、暫時休憩といたします。再開は3時15分といたします。

午後 3時03分 休憩

---

午後 3時15分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部均君）町長齋藤俊夫君より佐山君の総括質疑の中の老人福祉費に関し、補足答弁があるという申し出がございますので、それを許可しております。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど、佐山議員さんのお答えした中で、敬老祝金の見直しに伴う、私報償費850万円程度減というふうに言うべきところを、8,500万円というふうに発言したかと思っておりますので、この部分、ぜひ訂正させていただきたいというふうな部分。

もう一つは、佐山議員さんと後藤議員さんからとのやりとりでお答えさせていただきました、敬老祝い金の見直しの関係、段階的な見直しの関係でございますけれども、執行部としてはそういうふうな思いを持っているというふうなことでございまして、最終的には総務民生常任委員会の中でのご審議の方に委ねたいというふうなことで、ぜひよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

---

議長（阿部均君）8番佐藤智之君の質疑を許します。佐藤智之君、登壇願います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。私は25年度予算案の中から次の2件について総括質疑をいたします。

その1件目は、災害復旧工事の進捗の見込みについてでございます。多くの被災地で復興の実感がわからないと言われる中、本町では25年度が復旧の最終年度として、またこれから本格的な復興にかけるまさに正念場の25年度の予算編成、執行で、その達成率をどれぐらいに見込んでいるのか。

（2）に、公共土木施設の災害復旧工事の発注で、磯浜漁港を除いて86.5パーセントの225件の発注を終えているとのことですが、資材不足が心配される中、25年度で達成率をどれぐらいに見込んでいるのか。

2件目の雇用対策についてでございますが、先ほど24年度の補正予算の中で緊急雇用創出事業が1,900万円ほど減額する議案がありましたが、このような大震災の後で多くの町民が仕事の間を失い、雇用問題も復興への実感が得られるかどうかの視点の上から雇用、就業の機会を創出する緊急雇用創出の内容について。

(1) 前年度対比でどうか。

(2) おおよそ何人ぐらいの雇用を見込んでいるのか。以上、2件について質疑をいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐藤智之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、本年度の予算編成、執行でのその達成率をどのぐらいに見込んでいるのかということについてのご質問の1点目、まずは公共土木施設の災害復旧で実施している道路河川橋梁の復旧工事でございますけれども、平成24年度までに発注件数ベースで約86パーセント完成をしております。残りは道路の復旧で、下水道災害復旧工事との施工調整や不調により遅れたものでございまして、平成25年度で全て完成予定となっております。

次に、漁港施設の災害復旧工事につきましては、先月2月1日の臨時議会において補正承認をいただきまして、25年度から27年度までの債務負担行為により実施する予定でございまして、25年度は事業費ベースで約32パーセントの進捗を見込んでいるということでございます。

次に、牛橋公園などの都市施設の災害復旧工事につきましては、平成23年度からの繰越事業で実施しておりまして、25年度で予定していた施設全て完成予定となっております。

次に、農地及び農業用施設の災害復旧工事につきましては、県で工事を実施しているため負担金を予算計上しておりますけれども、平成25年度末に約70パーセントが完了する見込みでございます。沿岸部の農地については今後復旧事業との整合を図りながら、平成27年度までに被災箇所全域の復旧が完了する予定となっております。

次に2点目、資材不足等が心配される中、達成率をどのぐらい見込んでいるのかについてですが、磯浜漁港施設に係る災害復旧工事を除き、査定を受けた道路・河川・橋梁都市施設災害の被災箇所は全て完成見込みでございます。査定時の事業費をベースに比較すると、平成25年度で約81パーセントの達成率となります。ご質問のありました生コンクリートなり砕石、木材、鋼材などの資材不足等が懸念はされておるわけでございますけれども、今後発注予定している磯浜漁港などの災害復旧工事においては、先般国土交通省から生コンの公共プラントの設置等の方針が打ち出されたことなどもございまして、資材不足や作業員の確保についても町として県や国に改善策を要請し、計画どおり27年度の工事完成を目指してまいりたいと考えてございます。

次に大綱第2、雇用対策についての1点目、緊急雇用創出事業の前年度対比についてですが、24年度当初予算に対して平成25年度は約53パーセント減の4,310万9,000円を計上してございます。この減の要因といたしましては、近年の有効求人倍率が1.3程度で高く推移をしている。採用公募に対して応募者数が減少していること、そしてまた町の思い出回収事業など完了したのもございまして、雇用人数なり事業数の減というふうになっているわけでございます。

それから2点目の何人ぐらい雇用を見込んでいるのかということでございますが、平成

25年度は直接雇用として3事業10人、それから業務委託による間接雇用において1事業6人の、合計4事業で16人の雇用を見込んでございます。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。1の（1）でございますけれども、24年度の経過で86、これが25年度で全て完成の予定だと。ただ、漁港については25年度は32、それ以降2カ年で100パーセントに進んでいくものと思われましても、この点、ちょっと確認したいと思います。磯浜漁港の25年度以降を。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。お答え申し上げます。磯浜漁港の工事の予定でございますが、25年度、ただいま町長から答弁ございました32パーセントほどを見込んでおります。さらに、債務負担で27年度までに災害復旧施設を全て完成したい。26年、27年で完成に向け進めてまいりたいと思っております。

進捗率につきましては、26年度につきましては65パーセントほど、27年度で100パーセントと見込んでおります。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。当初おかれておりました磯浜漁港も27年度で100パーセントを目指したいとこういう答弁でございました。それから農地の方も25年度で70パーセント、27年度で100パーセントを見込んでいます。ちなみに、農地の26年度、参考にお聞きしたいと思います。どの程度の進捗になるのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところ、26で100パーセントを見込んでおりますけれども、ただし、沿岸域については今計画しておりますけれども、圃場整備が26年、27年というのを工期を予定しています。そういった中で原形復旧と、あと圃場整備、区画を大きくするというようなことでその辺の調整によって1年ずれ込んでくる可能性があります。その比率については今のところまだちょっとはっきり申し上げることはできませんが、27年までには最終工期でございますので、100にして復旧だけではなく復興を目指したいというふうに考えてございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。今もろもろ、代表的な公共事業、最初に指摘しました資材不足、あるいは人材不足、この辺の影響も予想されるところでございますけれども、その辺を加味してもなおかつこういういい数字で推移するのかどうか、町長のその辺の見通しどうですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今担当課長が申し上げましたように、東部地区の問題といえますか事業量が相当のボリュームになります。これの対応が非常に問題になってくるわけでございます。新年度のマンパワーの確保の中で農地関係についても一定のご支援を頂戴できる見通しでございますけれども、果たして膨大な業務量に匹敵するマンパワーになっているかというのはもう少し精査していきませんと厳しい状況もございまして、いずれ新年度の組織の関係の見直しなどもしておりましたので、できるだけ円滑にできるような体制も整えつつ、この目標年次で頑張っていきたいというふうに考えております。

8番（佐藤智之君）はい、議長。この公共事業関係、先ほど町長もちょっと触れられましたけれども、国の方においても生コン関係、非常に被災地において不足している。そういうことで国交省においては公設のプラント建設を実現させたい。また、同じく国交省で人手不足が人件費の高騰を招いていることから、遠隔地から作業員を集めるための方策として宿舍建設費を工事費に盛り込むことも認めたようでございます。それと、入札不調の対策として不調となれば工事価格の算出や入札公告もやり直さなければならない。この問題を解消するために国交省は複数の工事を抱き合わせて発注することや、あるいは通常は基本設計、

それと実施設計、施工の3段階で行う入札を1回で行うことを認めるということになっております。

これによって、4か月程度の工期を短縮することができると言われておりますけれども、今回国で打ち出したこういった規制緩和といいますかこの辺を十分に活用して、1日も早い、また町民の皆さんが復興が実感できるそういう公共事業の速度を加速的に進めていってはどうか。この点について伺うものであります。

町長（齋藤俊夫君）はい。自公新政権になった中で、復興に向けた予算の追加なり縷々ご紹介していただいた制度面の運用の改善、大変心強く感じております。これをうまく活用した中で復興実感が得られるような取り組みを、我々もしなければならぬというふうに思いますし、一方でこれまでも皆さんからいろいろまだまだというふうな部分もございますので、ぜひこの議会終わって新年度に入った中で議会の皆さんともども、また国の方にご一緒にそういう制度の改善なりをさらに求めるような、そういう行動もとっていければというふうに思っておりますので、引き続きご支援ご協力、よろしくお願い申し上げたいと思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。2件目でございますけれども、緊急雇用対策。回答では5.3パーセント減の見込みであると。これぐらい減ると町の業務執行に影響が出るのではないかと、この辺心配するところですけども、その辺いかがでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに雇用が減るというふうな不安もあるんですが、復興事業、まだまだこれから本格的に発注なり施工されるというふうな段階でございますので、さまざまな場面で雇用というものが今後見込まれるのではないかとというふうに思っております。一方で、収束を向かえる本町の復興組合の瓦れき処理とか、あるいはごみの2次処理の関係も年度内に終わるというふうな見通しも、いろいろその辺の前後関係はあるわけでございますけれども、まず地元での一定の雇用は確保できるのではないかとというような気がいたします。建設事業者の皆さんがそういう中でいかに従業員を確保していくか。この関係についても、国の方でも先ほどご紹介していただいたようなもろもろの施策が打ち出されておりますので、そういうものを活用していただきながら町の復興事業に影響出ないような対策対応をとっていかなければならないのかというふうに考えてございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。この雇用問題についても復興の加速的な役割の一員になると思いますので、この辺も十分検討、さらに検討を加えて1日も早い復興が実感できるまちづくりを行ってほしい。最後にこのことを尋ねて終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。さまざまな形で復興が実感できるような3年目の取り組みに、職員ともども力をあわせて、そしてまた議会の皆様にもご理解ご協力をいただきながら取り組んでまいりますので、よろしくどうぞお願いしたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）8番佐藤智之君の質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提案されております平成25年度の山元町一般会計予算案に対しまして、総括質疑を行います。

1件目は財政問題、財源確保の取り組みについてであります。国の25年度当初予算の予算規模は9.2兆円余り、事実上の1.5か月予算となり、24年度の補正予算と合わせる

と100兆円を越す巨額の予算となるようであります。24年度の補正予算は日本経済再生に向けた緊急経済対策を受け編成されたもので、いわゆるアベノミクスの第2の矢である機動的な財政政策を具体化したものとしてこの経済対策関連の経費だけでも10兆円近い大規模な補正予算となっているようであります。復興、防災を掲げながらも、不要不急の大型公共事業を推進するものとなっておりますが、これらの施策の中には公共事業の地方負担を軽減するために創立された地域の元気臨時交付金や、津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額、防災安全交付金等々、活用次第では町財政の財源確保につながる施策も含まれております。

24年度補正を町の財源確保のために有効に活用するべきだと思いますが、山元町の当初予算、財源確保の取り組みにどう生かされているかお伺いいたします。

2件目は、生活保護費の削減による影響についてであります。政府は生活保護基準を引き下げようとしておりますが、山元町予算にもその影響があらわれてくるかどうか伺います。

3件目は、組織機構の確立についてであります。町は新年度に向け組織体制を整備するとしておりますが、この間の人事異動も含め組織機構の確立についてのお考えを伺います。

以上、3件を総括質疑といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、国の補正予算に係る本町当初予算における財源確保の取り組みについてですが、昨年末の衆議院議員総選挙に伴う政権交代によりまして、緊急経済対策に伴う国の平成24年度補正予算が1月15日に閣議決定され、2月26日に可決・成立したところでございます。今回の国の補正予算規模は総額約1兆3,000億円となっておりますが、国予算編成に伴う各省庁の事業量調査等の作業が遅れたことから、本定例会に提案しております平成20年度補正予算案における事前防災減災等関連予算としての全国瞬時警報システム装置の整備関係経費以外の事業については、現在のところ25年度の当初予算案も含め国の補正予算の内容は反映できておりません。

今後は、各省庁などからの内示等により事業確認がとれたものから、随時補正予算等に計上し、財源確保に取り組んでまいりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

次に、大綱第2、生活保護費の削減による影響についてですが、国は25年度の8月から3年間で生活扶助基準等の見直しによる生活保護費の削減を740億円実施することと決定しております。このことによりまして、全国的に96パーセントの生活保護受給世帯の生活保護費が削減されることとなりますが、本町の生活保護受給世帯への生活保護費については、実施機関である県において支給しているため、本町の予算には直接的な影響はないものの、生活保護基準は多くの生活支援制度の対象者や給付額を決める際の目安となっております。住民税の非課税限度額も基準額を考慮して定められておりますことから、非課税基準を参照する他の制度にも影響が、さらに広がっていくことが懸念されるところでございます。

そういう中で、国では先ごろ見直しに伴う他制度への影響についての対応方針を示しておりますが、これによれば、住民税の非課税限度額については前年度の所得により算定されることから、平成25年度は影響がないとし、平成26年度以降の税制改革において対応を図っていくこととしております。また、影響を受ける国の制度については、できる限

り影響が及ばないように、制度ごとに対応していくことを基本的な考え方とするとともに、準要保護者に対する就学援助等の地方単独事業については、国の取り組み趣旨を理解の上、各自治体において判断するよう依頼していくことが示されております。

町としては、現段階においては国における各制度の対応についての概要が示されるにとどまり、町に関連する制度への影響や町の予算への影響は把握できていない状況にありますが、生活保護基準の見直しはさまざまな制度に影響を与える根本基準の体制でありますことから、今後の国の動向を注視するとともに、情報収集に努め、本町事業への影響を調査整理し、町民サービスの低下を招かないよう対応していく必要があるものと考えております。

次に、大綱第3の組織機構の確立についてですが、平成25年度は町の震災復興計画における復旧期の最終年度でございます。災害公営住宅の建設を初めJR常磐線の復旧事業、あるいは新市街地の整備、東部地区の圃場整備事業など、膨大な震災復興関連業務を控えているということから、マンパワーの確保に加え事業量の変化に対応した柔軟な組織運営が必要であると考えております。そういう中でマンパワーの確保に向けた平成25年度の人件費の状況についてですが、総勢278名分として25億4,000万円ほどを措置いたしましたところでございます。そのうち、町職員については特別職4名を含んで一般職員として180名の人件費として15億1,000万円を措置してございます。それから派遣職員に係る人件費については、県なり柴田町以外の派遣職員の人件費等は派遣元の自治体との協定によって町が負担金として支出するというふうなことにしておる関係から、派遣職員に係る負担金として94名分の人件費相当額及び赴任帰任旅費相当額として約10億円ほど措置してございます。

以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の財政問題についてであります。今町長の説明の中にもありましたように、相当な規模での補正予算が組まれているということですが、1つ確認したいのは前にも確認したかと思うんですが、19兆円、成田副町長がお答えになったちょっと余計なことは言わないで、19兆円がもう17兆円、18兆円使われている。その後どうなんだというような質問した記憶ありますが、国でも問題だということかと思われませんが、この辺が25兆円に6兆円ふやして25兆円と膨れ上がったということになっているんですが、この辺について町長はどのようにこの変化といいますか増についてどう見ているかお伺いします。国のことだといってるから、だからそういう。まあ、いいです。どうぞ。

町長（齋藤俊夫君）はい。復興関係予算が自公新政権の中で相当出どころは準備されているということは、被災地の復興事業を具体的に展開する中でいろいろな課題、懸案を前向きに捉えてもらっている中で予算の上積みというふうなことで、大変評価をしております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことです。被災地で発信すれば国も変わるということなんです。これはこれだけでなくてということがここで証明されたのではないかと私も思っております。

次に、これまたこのふえたものなんですが、震災復興特別交付税、これもこの中で6,058億円増額になっているということなんですが、この辺の動向についてもどう見るか。まず、そうです。

町長（齋藤俊夫君）はい。復興予算の総額、あるいは復興交付税等の関係、いずれも連動する話

でございます、被災地が限りなく自主財源を通らない中で復旧・復興を果たすというふうなことでは非常にありがたい、大切な仕組み、制度なのかというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことなんです。国は今のところでは被災地そういった発信こういったこれは交付税の方で裏で使うものといいますか、ですから、地方にとっては補助事業も方の膨れ上がっているし、それで足りない部分についてはその特別震災復興特別交付税というもので対応して、この間については地方に負担をとりわけ被災地には負担をかけさせないというのは国では決めてやっているんです。ということなんです。ということじゃなくてという内容だと思うんですが、次にこの次の質問予定していたのは当初予算で予定されていた事業のうち、12年度予算で対応できるものはあったかどうかということなんです、これは先ほどの説明の中で今回の当初予算に国の補正が当初予算に国のその12年度の、24年度の補正予算で対応できる事業はあったのかという質問です。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほども答えさせていただきましたとおり、予算編成がいつもよりも遅れたというふうな中で、なかなか各自治体が国の予算編成に連動した予算編成は難しかったというようなことでございますので、今回の全国瞬時警報システム装置だけは何とか、これは24年度の補正予算絡みで取り組めたというふうなことでございますので、新年度の当初予算についてはこれからの問題というようなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどの説明の中で示されたのが遅くてこれからの対応だ。それで順次今決まり次第その補正で対応していくという先ほどの説明にあったわけですが、それでは、一応全体として示されたと思うんですが、どのような事業がまず検討されているのかということ。というのは、もう示されているんじゃないよね。それが使えるか使えないかということ。先々、国からこれいいよ、あれいいよということではなく、こちらはもう示されるんだからこのメニューこのメニュー、これはうちの方で活用できるというものについてはもうどんどん先どりしていかないと金決まっている。多分というかなくなったからだめだということにはならないと思うんだけど、しかし、いずれにしてもスピードアップ、スピード感を持ってというふうなことを常々言っておられる立場であるならば当然こういった作業も徹底人よりも先にといいですか先でなくてもいいんだけど、活用できるものは活用しなければならない、すべきだ。財源確保という点からでもということなんです、この今時点で活用できる事業というものを検討されておるかということについてお伺いいたします。

副町長（成田隆一君）はい。遠藤議員の復興予算のあり方についてということでございますけれども、国の方、とりわけ復興庁の方では予算大枠確保されておりまして、その中で先行して大きく配分してきたのは集団移転事業にその居住を確保する、そういう事業には非常に積極的に既にもう前渡しというふうな形でどんどんつけてきております。これからはそのほかの基盤整備に関しましては必要性に応じながらこれを配分していくというふうな形態になっておりまして、町としましても今後、例えば避難路だとかそれから公園事業だとか、こういうふうなものをこれから必要性を整理し、国に訴えて確保していきたいというふうに考えております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。考えているだけなのかなんて思うわけですが、1つはこの前も一般質問の中でも確認したんですが、通学路安全対策、これはもう既に示されているんです。あと道路の整備、これも社会インフラ今言いましたように整備はそう住民その中での道路港湾の整備等々に71億円、この補正の中で。それについてもこれは道路ですからそ

の避難路10本、なかなか進んでいないというこの前の進んでいて、3路線しか認められていないということであるならば、それから外してこういうことも検討の対象になるのではないか。既に避難口は10本予定しているんだから、私たちに示しているんだから、とところが示していてもなかなかその3つしか示されないとあって、非常に我々は不安になってくるわけ。もしかすると最終的に10本はもうだめなのか、だったら先々のこういうほかの事業、ちゃんといっぱい示していたのだから、少しでも活用するためには待ってはいはだめなんです。

それからこれは交通安全、命を守るインフラ再構築として1兆円も国でこれは大体全国的にその中の防災交通安全交通、それで5,000億円、その中に通学路の交通安全対策費としてそれだけでも1,000億円以上は向こうで準備してくれているんです。そんなのは待って通学路の交通安全対策というのについては、去年のうちにその調査して、そしてしているんだから、どこが大変かというのもわかっているんだから、そうしたらこういうのに飛びついてそして対策進めていかなければならない。何回も言うけど。

何かあると金ないと金こっちにいっぱいある。今のところ復興財源とか何でそれを活用としないでなのことあるごとに大変だともう金なくてだめなんだ。金ないんです。そういう内容の補正になっているんだけれども、その辺一つ一ついち早く取り組む必要があると思うんですが、はい。伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに国の方で補正なり新年度予算に向けて、今回の震災等を踏まえて国土をさらに強くしていかなければならないというふうな思いを強くした中での予算措置が多々施されておりますので、我々としてもそういう考え方なり情報をいち早くこの役場内で情報を共有しながらいろいろな制度を活用してまいりたいというふうに思います。

具体的に避難路という新しい制度を活用してというようなお話もございましたので、あえてお話し申し上げますと、例えばこれまでの制度の中では道路等の社会資本の整備のための総合交付金と通常社総交と言われる交付金があるわけがございますけれども、こういうふうな事業を一方で導入する中で避難路なり道路等の整備にも当然進めていかなければならないというふうなことで、いろいろ今後の展開を考えているところでございます。なお、先ほど成田副町長からも若干申し上げましたけれども、補正なり新年度の予算関係の受け止め方、企画財政課長の方から若干補足をさせていただきたいというふうに思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。先ほどの遠藤議員のご質問の補正ということになりますが、こちらで当初予算、補正予算に対して間に合わなかったというところではありますが、例えば今回国の補正予算に加えてございます津波被災地域における住民の定着促進、県の方でこの前発表いたしました43億円余り、こういったものも補正予算で計上してございました。したがって、これらについても県から内示が出次第、すぐに補正予算を組みまして復興交付金等々に積もうと考えてございます。そのほかですと、被災地における雇用の確保ということで500億円というような概要もございまして、こういったものにつきましても各省庁に確認した上で必要な事業についてはこちらで財源をいただきまして、適正な事業執行をしていきたいと考えてございます。ある程度の補正予算の概要につきましては、こちらで把握しておりますので、各課、現課を通じてになると思いますが、各担当省庁に連絡の上、適当な予算を執行していきたいと考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の住民の定着促進1,000億円のやつなんですけれども、ちょっと私も悩みながらこの間のやりとりで、あのあれは復興交付金ということの取り扱い

いではないんですか。これまでの説明の中ではあれと私はこれは別物だというふうな受け止め方をしてあえて確認したものなんですけれども、あれとはこれまで説明しないものでは復興交付金ということでの説明でした。ずっと。あの今言っている今言われたのはあの震災復興特別交付税ですよ。交付税と交付金と全然違う。今までの説明ではその43億円の説明については内、なんぼとかですね。それは復興交付金という形でのずっと説明だったんです。おれ儲けたなと思ったんだけど、これとこういうのも使えるんだと思ったんですけど、それは違うんですか。字にも書いてあるというとおかしいな、表現として。うかそういう形で多くされているんですけど、はい。確認します。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。こちらで、企画財政課の方に市町村課を通じて来ておりますのは復興交付金ではなく、震災復興特別交付税ということで、一般財源として来るということで聞いてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう性格のものをあなたは説明の中で交付金ということで説明、一般質問の中にもあったでしょう。そのときも字を見るというとおかしいんだけど、あれにはそういうふうな形に対してのあなたの答えはこの内容での答えだったんだ。それは大きな話でもない。捉え方、この、ただ、大きい話だからあつちが交付金でもらえるものだったらこれは本当に儲けたというとおかしいんだけど、そういうあれではないんだけど、ではあれは同じものなのねという、そうするとこの最終的に結論的に、この国で示している1,047億円というのはその中の43億円というのがということですね。今まで説明していたあのところは交付金ではなく震災復興特別税ということですね。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。質問の趣旨がよくわかりました。基本的に原資としては震災復興特別交付税が来るんですが、県の方で基金化するというので、基金交付金として来るとそういうものでございます。原資は復興特別交付税、こちらに入るのは基金交付金とそういう理解でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。県にその特別交付税が県に入って、県では復興交付金だけ、詫してそこから町に落としてくるということで、町に下りてくるときにはその性格のものはそういう名前が出てくるということ。はい、わかりました。

次に、地域の元気臨時交付金の活用についてなんですが、多分に今年度の10兆円近いあるいは以上の国の予算の補正の大きな目玉の事業になるのかというふうに言われている、あるいはそう受け止めるわけですが、この事業をこの山元町で対応できる事業というのがあるのかどうか。さっきの介護の話と一緒にいい制度はありながら、実際町で使う実際に使うときには実際いろいろなこのあれバリアがあって、ハードルがあって使えないというようなことであっては、国がなんぼ威張って言っても使えないのでは何もないという意味から、実際にそこに示されている事業の中で山元町で使うか使わないかは別にして、それは町長の判断ですから使える事業というのはどのぐらいあるのかということ伺います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。全てさまざまな国の交付金等々には、いわゆる要件というのがございます。その要件で山元町の事業に、状況に合致するものがあれば当然使える。そうでないものは使えないというところがございます。その要件を緩和するというのも、こちらから要望しないと、先ほど申し上げました有効な活用につながらないと思いますので、今後もそういった国への要望を続けていきたいと考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと質問に対しての明確な答えにはなっていないのかというふうには思いますが、確かに出てきてなかなか大変だとこのひとにいちいちこういうふ

うにして。

けれども、それは非常に重要なとりわけ金がないと言われているこの当町においては少なくともそういうのをいかに活用するか、できるかしなければならないかということにつながると思うので、こういうのはぜひ積極的に進めていただきたい。進めるべきだと。そのために必要な組織、後で組織の部分について聞きたいと思うんですが、必要なことであればいつでも言ってくださいと言って私が決められるわけでないんだけど、使うために必要な体制は必要なこと、体制としてとっていかなければならないわけだから、体制がないことによってマンパワーが云々とまだうちのような話を聞くと聞かないからいいんだけど、そうならないようにこれももっとこの金の使い方であれば多分裏腹というか相乗とかかどう効果か、いい意味での効果があるんだろうと私は思って聞いているんですが、そういうことも含めてぜひこういったものは国はそういったところに使わせたいということで一応予算立てているわけですから、それを使わないということになってはまずいということから、積極的にこの問題については取り組んでいただきたい。取り組むべきだということを申し上げて次に移ります。

2件目、生活保護基準の削減、これはもろもろ対応等については確かにそのとおり。そうした対応をとっていかなければならない。先ほど町長がおっしゃったような対応をとっていかなければならない。これまた先々の対応、先々のというか最終的にこの国の動向をつかみというところ、つかむことないんだ、これは。そういう方向になっているんだから、町ではどうするんだというような姿勢が必要だというふうに今思うんですが、そこに行く前にもろもろのまだあるんですが、特にその基準が下がることによってそれを先ほどの説明にもありましたが、それを目安等になっているものが10数目あって、それが大体は低所得者の皆さんに影響するもろもろの事業になっている。それは今わかっているんです。2パーセント、3パーセントの世界だからという受け止め方をするのか、そのことによって町民非課税世帯がどのくらい広がるのか。それも下がるわけですから、今まで非課税になっていた人が課税するようになるんです。とかそんなの言わなくても当然わかっている話だと思うんですけれども、就学援助にしてもしかり、国民健康保険料の免除等々にしてもしかり。もろもろそういったところの集中しているんです、関係しているのが。事業が。ですから、これが影響するというのが先ほどの町長の答弁の中にもありましたから、そういうのは十分自覚認識していると思われるんですが、町として。

であるならば、こうなったときに町としてどうなる、国としてはその影響によってしかるに下げますとなったときに、町としてどうするのかというのを今から決めておかないと非常にその決め方も山元町としては国に従います、県に従いますという姿勢だったらそれはそれは。それは前もって言っていただきたい。でないと、その対象になる人たちはきょうまでコロッケ一つで我慢していたのをコロッケあしたから半分にしなければならないというような、それはそんな方々も構えなくて内容になるというそういう話なんです。ということもありますので、その辺は事実をつかんでいるわけですから、町としてこれらの問題に対してどう対処するかというのを早々と示さなければならないと思うんですが、その辺について町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も物事は先々と取り組むというのが、私もそういうことを基本姿勢としているわけでございますけれども、なかなか今の状況の中でしんどいところもはっきり言ってございます。しかし、それはそれとして町民生活に直結する諸課題、諸問題とい

うふうなことでもございますので、担当課を中心に少しでも先々と物事が進められるように組織の管理運営に意を用いていきたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そのためにといいますか、さっき財源確保の問題をなぜ取り上げたかというのもそういうところにあるんですが、ですから、せっかく国で用意してくれたもの、これまで町として復興計画なり前の総合計画なりのこれを最低市なければならぬという事業がずっとあるわけです。その事業がそれは一般財源で対応しなかったものが今回のそのような措置、25兆円ではなくその今年度補正予算、国の、その中でもし予定していた事業がそれで対応できた場合、これは将来町としてはこの町の金で一般財源でこの事業をしなければならぬというものが浮くんです。わかりますか。それをその浮いた金を有効に使うとして有効に使おうとすればこういうところに回せる。そういう理屈上は議論上はそういうふうにそのために自己の財源の確保、そういうさっき強調した部分についてはそういうそれほどの誰よりも早くやった分そのそういった金が浮いた分をこのこれまで予定された事業に充てられる。そういう考え方をしていかないで、やっていければこういった金にも出てきたときに回すことができるとあれもこれもしなくてはならないなもっといろいろな町でやらなければならない一般財源を使ってやらなければならない事業にもまわすことができるからもっと充実した内容の事業の展開ができるのかというふうなことでさっきの財源の確保についてはそういう意味もありますということをおのこの事例をかりてそれを改めて確認しました。

けれども、この件の考え方についてどうですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。国の方では交付税というふうな形でいろいろな単位算定費用というのを盛り込んで、最終的に山元町の交付税からということですよすわけです。しかしながら、この前も教育委員会の絡みでも議論でも出ましたように、金に、交付税に色がついていないという中でなかなか全体のやりくり、難しい面もございます。行革というようなことも、あるいは自立のまちづくりというようなこともあって、なかなか町民の皆さんからこのソフト的な問題以外のハード的な問題、道路、排水路の問題等々でまだまだ積み残しがございます。そういう全体のやりくりを考えながら、議員ご指摘のように、うまく財政運営をしていかなければならないのかというふうには思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。私が今言ったのは町長の理解とは違うんです。交付税で云々ということではなく、その辺についてはかなり複雑な部分もありますので、ぜひこの件については財政課長の方からもとお話ししながら財政課長の方は多分その辺の仕組みについてはよくご理解されていると思いますので、その辺を含めて財源確保について町長と課長一体となって確保してこういった諸事業に充てられたいということをお求めおきます。

次、3件目になるわけですが3件目の質疑になっております。組織機構の確立についてであります。私の趣旨とこの質問の趣旨とはちょっと違ったような形での回答だったのかというふうに受け止めたわけですが、この件に関しましては町長も今年度の予算を達成する、あるいは進めていく上では云々、組織の体制の整備について強調されておられるわけです。そういうことから、この総括質疑の中で取り上げたというのが経緯なんです、とりあえず質問だけさせていただきます。

この趣旨につきましては質問の趣旨につきましてはマンパワー不足というのが常々言われて、それもまた事実かな。そういう中でもかなり効率的にそういうことであればあるほど効率的に組織機構を確立して進めていかなければならないのではないのかという観点から

の質問なのですが、そういう意味でその辺はどのようなその検討のされ方をされているのかというのが質問の主旨だったわけでありまして。であります、そのことについてもし答えられるならば、ただ、これは質問趣旨違いますということであればそれはそれで結構です、とりあえず確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。予算総括というふうな性格の中でこの組織機構の問題、どこまで触れたらいいのかというふうに悩みながら先ほど答えさせていただいたところでございます。その点についてはご理解をいただきたいというふうに思うところでございます。膨大な業務量を抱えて、また質の異なる業務を抱えて限られた体制の中でいかにうまく執行できるかというのが大きな課題なのかなというふうに思っております。いかんせん、過般の総務民生常任委員会でも町の今のプロパー職員の年齢構成、人員などもピラミッドの形でお示しをさせていただいてご理解いただいているとおり、非常に我が町の基本的な体制に問題がございます。新しい、例えば復興の部署を組織立てしたいと思っても、なかなかそこで課なり室をコーディネートできる人材という、非常に厳しい状況がございます。それを今県なり札幌、北海道の両政令市なりに大変なお力添えをちょうだいする中で復興部門の組織立て、強化というふうなことで私どもなりに工夫したやり方をさせてもらっている。

この体制が組めなければ、多分きょうのこの場面でも私としては一定の議論をするというのは難しいのかなというぐらい大変な状況にあるというようなことでございます。いずれ、いろいろ言ってもまずは応援をちょうだいしている範囲の中でどこまで頑張れるかということでございますので、考えた中で少しでも実効性の上がる組織をつくっていく、その時々復興需要に応じた組織立て、あるいは適材適所というような形でやっていかなければならない。そしてまた、一定の期間ありがたいご支援をさせていただいている派遣の皆さんが数が少なくなっていくわけでございますので、町の職員だけでいずれやらなければならないというふうなことも踏まえて、課、室の人事というものも相当苦心しながらやっているというふうな状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことなので、そういう不安、懸念が町長だけではなく我々にもあるからこういう質問が出てくるんですが、生まれてくるんですが、まずその前に私このこれを取り上げたのは総括質疑で取り上げたのは莫大な平常と違う莫大な何回も町長言っているような10何倍にもおける多額の予算をこの1年間で対応しなければならない。その1年間で対応する体制がどうなっているのか。これは直接金に関係ないです。関係ないけれども、しかし、その金を使うためにいいどうするかということでの質問なので、私はその十分総括質疑の内容に当たると思うんですが、それは見解の違いいろいろ出てきます。そこは深く追求はしません。そういう中、そういう意味での質問なんですが、趣旨からの質問なんですが、今本当に言われました体制の確立を本当に重要なんです。その重要だということでは共通認識していると共通な認識に立ったというふうなことだと思います。ということで、本当に懸念しているのは全くとは言わないけれども、ほとんど同じ。総務常任委員会でもこれは検討しました、今言うように。その際に我々が懸念持っている問題を町長に伝えて、何とか対応を検討してほしいということでお伝えしているはずなんですが、例えば外務、外部派遣職員の現状とか、震災後のたびたびの年度途中での人事異動の考え方、あるいはこれはちょっと表現がもしおかしかったら後で言ってください。課長級の派遣職員の皆さんの派遣の期間を課長職。申しわけないんですけども、課長職の級の派遣職員の派遣期間を1年を超える必要があるのではないかと。もし、それが不可能で

あれば、その前に私はお願いをしてでも引き止めるべきだというふうなこともその委員会の中で言ったんですけれども、拝んでも派遣課長クラスは。もしそれが不可能であるならば、その課長クラスはもし今度こっちの人申しわけないんだけど、足りない部分があっても逆にそれは派遣の優秀な派遣の皆さんの力をかりて支えてもらって管理職については地元職員、ヘルパー職員、ホルパー、プロパー職員で対応するというようなことでこの体制の確立にしていかなければならないのではないのかというようなことがその中でも出たんですが、それはぜひそういう形で対応を進められたい。本当に派遣課長クラスの人は何も怒られる必要もないのに文句言われる必要もないのに人のところに来て大変苦勞しているというのは、外から見ても理解しています。けれども、今後の山元町を考えたときにはあなたたちの力も本当に必要だということも知覚した、評価した上でのこういう話なので、もし不足の発言があればご了承願いたいというふうに思います。

こういう考えなので、町長はその辺について受け止め方というかこれは総括質疑のあれではないということで俺はそう思わないんだけど、であるならば、これはこの求めることにとどめておきますが、もしそれに答えられるものがあれば答えていただきたいということをお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。こういう非常時の予算総括のあり方というふうなことで、例外的な取り扱いというふうなことでご理解いただいた中で、ちょっと言及させていただきたいというふうに思いますが、まず人事異動につきましては、この前も青田さんからいろいろ職員の健康管理等の関係もご心配いただきましたとおり、なかなか膨大な、あるいは今まで経験したことのない業務、あるいは先行きの見えない業務を抱えている中で大変な職員の負担、ストレスになっているというふうなこともあります。そういうケースが出たときに、その部署を空席のままにしておくというのが、小さな穴が大きな穴になってしまうというふうなことが懸念されるわけでございます。そうでなくても繰り越しに見られるように、これは決して職員だけの問題でもない部分もございますけれども、いずれそういうふうなことでみんなで組織としてカバーし合うというふうな人事異動がどうしても欠かせないということはぜひご理解を賜りたいということでございます。

それから、確かに2月現在ですと83名の派遣職員をちょうだいしている中で、2年を超える職員というのはわずかでございます。10名もいない状況でございます。その中で課長職というと本当の数名という大変お寒い、寂しい状況でございます。私としても事あるごとに派遣元の首長さんなり人事担当部署の方にいろいろ直接、あるいは手分けしながら山元町の窮状をお話し申し上げて少しでも長い期間ご支援いただければというふうな、そういう対応努力はさせていただいているところでございます。特に、地元の県に対しては相当程度私もしつこいぐらいいろいろお話し申し上げているわけでございますけれども、なかなか県の方も被災地全体というふうなこともありまして、必ずしも町の要望100パーセントというふうな状況にないところもございます。いろいろあるわけでございますけれども、派遣元の方も極力派遣している職員の方の意向なども踏まえながら、あるいは少しでも長期、そしてまた仮に1年になっても引き継ぎ、例えば今月も新年度に向けて引き継ぎということになるんですけれども、1週間、10日も前から出張で来ていただいて引き継ぎをする、あるいは4月に入ってから1週間なり10日、また引き継ぎの時間をつくってもらってとそういう対応も実はさせていただいております。そしてまた短期間、3か月とか半年であってもなるだけ今言ったような形でのソフトランディングできるような引

き継ぎをいろいろ努力もしてもらっているというようなこともございますので、私どもとしては議員おっしゃるとおり管理職を中心として複数年腰を据えてご支援していただければありがたいというこの気持ちを引き続き派遣元に要請する中で少しでも安定的な組織なり管理の運用をする中でのこの膨大な事務事業執行に当たっていろいろきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。最後、答弁は求めませんから。その気持ちを派遣元だけでなく本人にも直接お願いするとか、仕事関係で起こるのは起こることで構わないから、気持ち的にはそして1年でも2年でもでないとか何か話繰り返しになるけれども、引き継ぎ今かなり厚くするという事で支障はないように事業の継続については支障のないようにという対応もきちんとやっているということではありますが、そこで何日間かずれるということも考えられるので、この辺についてあとその待遇もよくして帰りたいというときはいいから帰ってこい、2日も3日もというようなとかそういう案のことも考慮し配慮し、そして引き続き仕事していただくというようなそういう気持ちを直接伝えている行動も必要かなということ町長に求めておきます。

あと、これは管理職と言ったけれども、副知事でない、副町長のあれもどうなっているのかというそれはここで確認しません。ただ、それは管理職と同じように副町長についてもこれは同じ考えでいて、これこそ引き継ぎ幾らあったとしても今の副町長、こんなこと言ってだめだな、真っ白、ゼロよりも少しでもこのプラスでやってもらったほうが今とにかくこういう混乱している状況ですから、その辺もそういった背景も考慮しながらその辺の人事というか組織の機構確立ということについてはもろもろのことを考えて配慮考慮して対応対策とらえたいということ求めまして質疑、終わります。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これで、総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第47号から議案第53号までの7議案については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第53号までの7議案は、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の方々は、直ちに第1、第2委員会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。また、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

午後 4時29分 休憩

---

午後 4時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）予算審査特別委員会の委員長、副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されたので、事務局長から報告をさせます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。ご報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に齋藤慶治君、副委員長に遠藤龍之君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検査権と第100条の調査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検査権と、第100条の調査権を委任することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第47号から議案第53号までの7議案については、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により3月21日午後5時までに審査が終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託しました議案第47号から議案第53号までの7議案については、3月21日午後5時までに審査が終了するよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は3月25日開議であります。

大変ご苦労さまでした。

午後4時48分 散 会

---

上記会議の経過は、地方自治法第123条第1項の規定により事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---